

法律リスト：協定制度

	法律名	該当法令番号	最終改正年月日	類型	協定制度情報
あ 行	大阪湾臨海地域開発整備法	平成四年十二月二十四日 法律第百十号	平成二三年八月三〇日 法律第一〇五号	E	
	沖縄振興特別措置法	平成十四年三月三十一日 法律第十四号	平成二四年三月三十一日 法律第二五号	C	環境保全型自然体験活動に係る保全利用協定
か 行	海洋水産資源開発促進法	昭和四十六年五月十七日 法律第六十号	平成二三年八月三〇日 法律第一〇五号	C	
	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律	平成八年六月十四日法律 第七十七号	平成一九年六月六日法律 第七十七号	C	
	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	平成十五年七月二十五日 法律第百三十号	平成二三年六月一五日 法律第六七号	D	
	幹線道路の沿道の整備に関する法律	昭和五十五年五月一日法律 第三十四号	平成二三年八月三〇日 法律第一〇五号	E	
	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	昭和四十二年七月三十一 日法律第百三号	平成二三年一二月一四 日法律第一二二号	B	管理協定 (協定締結状況)
	景観法	平成十六年六月十八日法律 第百十号	平成二三年一二月一四 日法律第一二四号	A/B	景観協定
	建築基準法	昭和二十五年五月二十四 日法律第二百一十号	平成二三年一二月一四 日法律第一二四号	A	建築協定
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	平成十八年六月二十一日 法律第九十一号	平成二三年一二月一四 日法律第一二二号	A	
さ 行	自然公園法	昭和三十二年六月一日法律 第百六十一号	平成二三年八月三〇日 法律第一〇五号	B	風景地保護協定

	自然再生推進法	平成十四年十二月十一日 法律第百四十八号		A 変形	
	集落地域整備法	昭和六十二年六月二日法 律第六十三号	平成二三年八月三〇日 法律第一〇五号	C	
	首都圏近郊緑地保全法	昭和四十一年六月三十日 法律第百一号	平成二三年一二月一四 日法律第一二二号	B	管理協定 (協定締結状況)
	森林法	昭和二十六年六月二十六 日法律第二百四十九号	平成二三年六月二四日 法律第七四号	A	森林施業の実施に関する協定
た 行	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法	平成元年六月二十八日法 律第六十一号	平成二三年八月三〇日 法律第一〇五号	E	
	大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法	昭和六十三年五月十七日 法律第四十七号	平成二三年八月三〇日 法律第一〇五号	他制度 とリン ク	建築協定 緑地協定 (協定締結状 況)
	津波防災地域づくりに関する法律	平成二十三年十二月十四 日法律第百二十三号		B	
	道路法	昭和二十七年六月十日法 律第百八十号	平成二三年一二月一四 日法律第一二二号	B	
	特定都市河川浸水被害対策法	平成十五年六月十一日法 律第七十七号	平成二三年一二月一四 日法律第一二二号	B	
	都市公園法	昭和三十一年四月二十日 法律第七十九号	平成二三年一二月一四 日法律第一二二号	B	
	都市再生特別措置法	平成十四年四月五日法律 第二十二号	平成二四年四月六日法 律第二六号	A	
	都市緑地法	昭和四十八年九月一日法 律第七十二号	平成二三年一二月一四 日法律第一二二号	A/B	管理協定・緑地協定 (各 協定の締結状況)

な 行	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	平成六年六月二十九日法律第四十六号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号	A 変形	
	農業振興地域の整備に関する法律	昭和四十四年七月一日法律第五十八号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号	A	
ま 行	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	平成九年五月九日法律第四十九号	平成二三年一二月一四日法律第一二二号	A	

各法律の該当条文箇所

津波防災地域づくりに関する法律

(平成二十三年十二月十四日法律第百二十三号)

(管理◆協定◆の締結等)

第六十条

市町村は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設（当該市町村が管理する施設を除く。）であつて第五十六条第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものについて、その避難用部分（津波の発生時における避難の用に供する部分をいう。以下同じ。）を自ら管理する必要があると認めるときは、施設所有者等（当該施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。次条第一項において同じ。）を有する者をいう。以下同じ。）との間において、管理◆協定◆を締結して当該施設の避難用部分の管理を行うことができる。

2 前項の規定による管理◆協定◆については、施設所有者等の全員の合意がなければならない。

第六十一条

市町村は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内において建設が予定されている施設又は建設中の施設であつて、第五十六条第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適合する見込みのもの（当該市町村が管理することとなる施設を除く。）について、その避難用部分を自ら管理する必要があると認めるときは、施設所有者等となろうとする者（当該施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。次項及び第六十八条において「予定施設所有者等」という。）との間において、管理◆協定◆を締結して建設後の当該施設の避難用部分の管理を行うことができる。

2 前項の規定による管理◆協定◆については、予定施設所有者等の全員の合意がなければならない。

(管理◆協定◆の内容)

第六十二条

第六十条第一項又は前条第一項の規定による管理◆協定◆（以下「管理◆協定◆」という。）には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 管理◆協定◆の目的となる避難用部分（以下この条及び第六十五条において「◆協定◆避難用部分」という。）

二 ◆協定◆避難用部分の管理の方法に関する事項

三 管理◆協定◆の有効期間

四 管理◆協定◆に違反した場合の措置

2 管理◆協定◆の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 ◆協定◆避難施設（◆協定◆避難用部分の属する施設をいう。以下同じ。）の利用を不当に制限するものでないこと。

二 前項第二号から第四号までに掲げる事項について内閣府令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(管理◆協定◆の縦覧等)

第六十三条

市町村は、管理◆協定◆を締結しようとするときは、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理◆協定◆を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理◆協定◆について、市町村に意見書を提出することができる。

第六十四条

建築主事を置かない市町村は、建築物又は建築基準法第八十八条第一項の政令で指定する工作物について管理◆協定◆を締結しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

(管理◆協定◆の公告等)

第六十五条

市町村は、管理◆協定◆を締結したときは、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理◆協定◆の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、◆協定◆避難施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ◆協定◆避難施設である旨又は◆協定◆避難施設が当該区域内に存する旨を明示し、かつ、◆協定◆避難用部分の位置を明示しなければならない。

(市町村地域防災計画における◆協定◆避難施設に関する事項の記載)

第六十六条

市町村防災会議は、当該市町村が管理◆協定◆を締結したときは、当該管理◆協定◆に係る◆協定◆避難施設に関する事項を、第五十四条第一項第二号の避難施設に関する事項として、同項の規定により市町村地域防災計画において定めるものとする。

(管理◆協定◆の変更)

第六十七条

第六十条第二項、第六十一条第二項、第六十二条第二項、第六十三条及び第六十五条の規定は、管理◆協定◆において定めた事項の変更について準用する。この場合において、第六十一条第二項中「予定施設所有者等」とあるのは、「予定施設所有者等（施設の建設後にあつては、施設所有者等）」と読み替えるものとする。

(管理◆協定◆の効力)

第六十八条

第六十五条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあった管理◆協定◆は、その公

告のあった後において当該管理◆協定◆に係る◆協定◆避難施設の施設所有者等又は予定施設所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

●[リストに戻る](#)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(平成十八年六月二十一日法律第九十一号)

最終改正年月日:平成二十三年一二月一四日法律第一二二号

第五章 移動等円滑化経路◆協定◆

(移動等円滑化経路◆協定◆の締結等)

第四十一条

重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。第四十五条第二項において「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下この章において「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する◆協定◆（以下「移動等円滑化経路◆協定◆」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 移動等円滑化経路◆協定◆においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 移動等円滑化経路◆協定◆の目的となる土地の区域（以下「移動等円滑化経路◆協定◆区域」という。）及び経路の位置
 - 二 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの
 - イ 前号の経路における移動等円滑化に関する基準
 - ロ 前号の経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。）の整備又は管理に関する事項
 - ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項
 - 三 移動等円滑化経路◆協定◆の有効期間
 - 四 移動等円滑化経路◆協定◆に違反した場合の措置
- 3 移動等円滑化経路◆協定◆は、市町村長の認可を受けなければならない。

(認可の申請に係る移動等円滑化経路◆協定◆の縦覧等)

第四十二条

市町村長は、前条第三項の認可の申請があったときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該移動等円滑化経路◆協定◆を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該移動等円滑化経路◆協定◆について、市町村長に意見書を提出することができる。

(移動等円滑化経路◆協定◆の認可)

第四十三条

市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。
- 三 第四十一条第二項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。

2 市町村長は、第四十一条第三項の認可をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該移動等円滑化経路◆協定◆を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、移動等円滑化経路◆協定◆区域である旨を当該移動等円滑化経路◆協定◆区域内に明示しなければならない。

(移動等円滑化経路◆協定◆の変更)

第四十四条

移動等円滑化経路◆協定◆区域内における土地所有者等（当該移動等円滑化経路◆協定◆の効力が及ばない者を除く。）は、移動等円滑化経路◆協定◆において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(移動等円滑化経路◆協定◆区域からの除外)

第四十五条

移動等円滑化経路◆協定◆区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）で当該移動等円滑化経路◆協定◆の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となっていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該移動等円滑化経路◆協定◆区域から除外されるものとする。

2 移動等円滑化経路◆協定◆区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項（大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地とし

でも定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）の公告があった日が終了した時において当該移動等円滑化経路◆協定◆区域から除外されるものとする。

3 前二項の規定により移動等円滑化経路◆協定◆区域内の土地が当該移動等円滑化経路◆協定◆区域から除外された場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該移動等円滑化経路◆協定◆の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 第四十三条第二項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により移動等円滑化経路◆協定◆区域内の土地が当該移動等円滑化経路◆協定◆区域から除外されたことを知った場合について準用する。

（移動等円滑化経路◆協定◆の効力）

第四十六条

第四十三条第二項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路◆協定◆は、その公告のあった後において当該移動等円滑化経路◆協定◆区域内の土地所有者等となった者（当該移動等円滑化経路◆協定◆について第四十一条第一項又は第四十四条第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（移動等円滑化経路◆協定◆の認可の公告のあった後移動等円滑化経路◆協定◆に加わる手続等）

第四十七条

移動等円滑化経路◆協定◆区域内の土地の所有者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該移動等円滑化経路◆協定◆の効力が及ばないものは、第四十三条第二項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該移動等円滑化経路◆協定◆に加わることができる。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定による意思の表示があった場合について準用する。

3 移動等円滑化経路◆協定◆は、第一項の規定により当該移動等円滑化経路◆協定◆に加わった者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該移動等円滑化経路◆協定◆区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第四十三条第二項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者（前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（移動等円滑化経路◆協定◆の廃止）

第四十八条

移動等円滑化経路◆協定◆区域内の土地所有者等（当該移動等円滑化経路◆協定◆の効力が及ばない者を除く。）は、第四十一条第三項又は第四十四条第一項の認可を受けた移動等円滑化経路◆協定◆を廃

止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(土地の共有者等の取扱い)

第四十九条

土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第四十一条第一項、第四十四条第一項、第四十七条第一項及び前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

(一の所有者による移動等円滑化経路◆協定◆の設定)

第五十条

重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路◆協定◆区域とする移動等円滑化経路◆協定◆を定めることができる。

2 市町村長は、前項の認可の申請が第四十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路◆協定◆が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

3 第四十三条第二項の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた移動等円滑化経路◆協定◆は、認可の日から起算して三年以内において当該移動等円滑化経路◆協定◆区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第四十三条第二項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路◆協定◆と同一の効力を有する移動等円滑化経路◆協定◆となる。

(借主の地位)

第五十一条

移動等円滑化経路◆協定◆に定める事項が建築物その他の工作物の借主の権限に係る場合においては、その移動等円滑化経路◆協定◆については、当該建築物その他の工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

● [リストに戻る](#)

景観法

(平成十六年六月十八日法律第百十号)

最終改正年月日:平成二三年一二月一四日法律第一二四号

第三款 管理◆協定◆ [分類B]

(管理◆協定◆の締結等)

第三十六条

景観行政団体又は景観整備機構は、景観重要建造物又は景観重要樹木の適切な管理のため必要がある

と認めるときは、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。第四十二条第一項において同じ。）と次に掲げる事項を定めた◆協定◆（以下「管理◆協定◆」という。）を締結して、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うことができる。

一 管理◆協定◆の目的となる景観重要建造物（以下「◆協定◆建造物」という。）又は管理◆協定◆の目的となる景観重要樹木（以下「◆協定◆樹木」という。）

二 ◆協定◆建造物又は◆協定◆樹木の管理の方法に関する事項

三 管理◆協定◆の有効期間

四 管理◆協定◆に違反した場合の措置

2 管理◆協定◆の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 ◆協定◆建造物又は◆協定◆樹木の利用を不当に制限するものでないこと。

二 前項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令（都市計画区域外の◆協定◆樹木に係る管理◆協定◆にあつては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に適合するものであること。

3 景観整備機構が管理◆協定◆を締結しようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

（管理◆協定◆の縦覧等）

第三十七条

景観行政団体又はその長は、それぞれ管理◆協定◆を締結しようとするとき、又は前条第三項の規定による管理◆協定◆の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理◆協定◆を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理◆協定◆について、景観行政団体又はその長に意見書を提出することができる。

（管理◆協定◆の認可）

第三十八条

景観行政団体の長は、第三十六条第三項の規定による管理◆協定◆の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理◆協定◆を認可しなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 管理◆協定◆の内容が、第三十六条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

（管理◆協定◆の公告）

第三十九条

景観行政団体又はその長は、それぞれ管理◆協定◆を締結し、又は前条の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理◆協定◆の写しを当該景観行政団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供しなければならない。

（管理◆協定◆の変更）

第四十条

第三十六条第二項及び第三項並びに前三条の規定は、管理◆協定◆において定められた事項の変更に
ついて準用する。

(管理◆協定◆の効力)

第四十一条

第三十九条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告があった管理◆協定◆は、その公
告があった後において当該◆協定◆建造物又は◆協定◆樹木の所有者となった者に対しても、その効力
があるものとする。

第四章 景観◆協定◆ [分類A]

(景観◆協定◆の締結等)

第八十一条

景観計画区域内の一団の土地（公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。）の所有
者及び借地権を有する者（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項（大都市
地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。以下「大
都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の
規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地
権を有する者。以下この章において「土地所有者等」という。）は、その全員の合意により、当該土地の
区域における良好な景観の形成に関する◆協定◆（以下「景観◆協定◆」という。）を締結することがで
きる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地
にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合
においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 景観◆協定◆においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 景観◆協定◆の目的となる土地の区域（以下「景観◆協定◆区域」という。）

二 良好な景観の形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの

イ 建築物の形態意匠に関する基準

ロ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準

ハ 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準

ニ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項

ホ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準

ヘ 農用地の保全又は利用に関する事項

ト その他良好な景観の形成に関する事項

三 景観◆協定◆の有効期間

四 景観◆協定◆に違反した場合の措置

3 景観◆協定◆においては、前項各号に掲げるもののほか、景観計画区域内の土地のうち、景観◆協
定◆区域に隣接した土地であつて、景観◆協定◆区域の一部とすることにより良好な景観の形成に資す
るものとして景観◆協定◆区域の土地となることを当該景観◆協定◆区域内の土地所有者等が希望する

もの（以下「景観◆協定◆区域隣接地」という。）を定めることができる。

4 景観◆協定◆は、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

（認可の申請に係る景観◆協定◆の縦覧等）

第八十二条

景観行政団体の長は、前条第四項の規定による景観◆協定◆の認可の申請があったときは、国土交通省令・農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該景観◆協定◆を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該景観◆協定◆について、景観行政団体の長に意見書を提出することができる。

（景観◆協定◆の認可）

第八十三条

景観行政団体の長は、第八十一条第四項の規定による景観◆協定◆の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該景観◆協定◆を認可しなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。
- 三 第八十一条第二項各号に掲げる事項（当該景観◆協定◆において景観◆協定◆区域隣接地を定める場合にあっては、当該景観◆協定◆区域隣接地に関する事項を含む。）について国土交通省令・農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

2 建築基準法第四条第一項の建築主事を置かない市町村である景観行政団体の長は、第八十一条第二項第二号ロに掲げる事項を定めた景観◆協定◆について前項の認可をしようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議しなければならない。

3 景観行政団体の長は、第一項の認可をしたときは、国土交通省令・農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該景観◆協定◆の写しを当該景観行政団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、景観◆協定◆区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

（景観◆協定◆の変更）

第八十四条

景観◆協定◆区域内における土地所有者等（当該景観◆協定◆の効力が及ばない者を除く。）は、景観◆協定◆において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

（景観◆協定◆区域からの除外）

第八十五条

景観◆協定◆区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）で当該景観◆協定◆の効力が及ばない者の所有する

ものの全部又は一部について借地権が消滅した場合においては、当該借地権の目的となっていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該景観◆協定◆区域から除外されるものとする。

2 景観◆協定◆区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項（大都市住宅等供給法第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）の公告があった日が終了した時において当該景観◆協定◆区域から除外されるものとする。

3 前二項の規定により景観◆協定◆区域内の土地が当該景観◆協定◆区域から除外された場合においては、当該借地権を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該景観◆協定◆の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

4 第八十三条第三項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他景観行政団体の長が第一項又は第二項の規定により景観◆協定◆区域内の土地が当該景観◆協定◆区域から除外されたことを知った場合について準用する。

（景観◆協定◆の効力）

第八十六条

第八十三条第三項（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあった景観◆協定◆は、その公告のあった後において当該景観◆協定◆区域内の土地所有者等となった者（当該景観◆協定◆について第八十一条第一項又は第八十四条第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（景観◆協定◆の認可の公告のあった後景観◆協定◆に加わる手続等）

第八十七条

景観◆協定◆区域内の土地の所有者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該景観◆協定◆の効力が及ばないものは、第八十三条第三項（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、景観行政団体の長に対して書面でその意思を表示することによって、当該景観◆協定◆に加わることができる。

2 景観◆協定◆区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第八十三条第三項（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、景観行政団体の長に対して書面でその意思を表示することによって、景観◆協定◆に加わることができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的と

なっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

3 景観◆協定◆区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等で前項の意思を表示したものに係る土地の区域は、その意思の表示のあった時以後、景観◆協定◆区域の一部となるものとする。

4 第八十三条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があった場合について準用する。

5 景観◆協定◆は、第一項又は第二項の規定により当該景観◆協定◆に加わった者がその時において所有し、又は借地権を有していた当該景観◆協定◆区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第八十三条第三項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者（当該景観◆協定◆について第二項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（景観◆協定◆の廃止）

第八十八条

景観◆協定◆区域内の土地所有者等（当該景観◆協定◆の効力が及ばない者を除く。）は、第八十一条第四項又は第八十四条第一項の認可を受けた景観◆協定◆を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

2 景観行政団体の長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（土地の共有者等の取扱い）

第八十九条

土地又は借地権が数人の共有に属するときは、第八十一条第一項、第八十四条第一項、第八十七条第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権を有する者とみなす。

（一の所有者による景観◆協定◆の設定）

第九十条

景観計画区域内の一団の土地（第八十一条第一項の政令で定める土地を除く。）で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、景観行政団体の長の認可を受けて、当該土地の区域を景観◆協定◆区域とする景観◆協定◆を定めることができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による景観◆協定◆の認可の申請が第八十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該景観◆協定◆が良好な景観の形成のため必要であると認める場合に限り、当該景観◆協定◆を認可するものとする。

3 第八十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による認可について準用する。

4 第二項の規定による認可を受けた景観◆協定◆は、認可の日から起算して三年以内において当該景観◆協定◆区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することとなった時から、第八十三条第三項の規定による認可の公告のあった景観◆協定◆と同一の効力を有する景観◆協定◆となる。

(借主等の地位)

第九十一条

景観◆協定◆に定める事項が建築物又は工作物の借主の権限に係る場合においては、その景観◆協定◆については、当該建築物又は工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

2 景観◆協定◆に農用地の保全又は利用に関する事項を定める場合においては、その景観◆協定◆については、当該農用地につき地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

(機構の業務)

第九十三条

機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 二 管理◆協定◆に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- 三 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
- 四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 五 第五十五条第二項第一号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
- 六 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

● [リストに戻る](#)

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

(平成十五年七月二十五日法律第百三十号)

最終改正年月日:平成二三年六月一五日法律第六七号

(環境保全に係る協定の締結等)

第二十一条の四 国又は地方公共団体及び国民、民間団体等は、協働取組を推進するための役割分担を定めた協定の締結並びに当該協定の作成に関する協議及び当該協定の実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置を行うことができる。

2 国は、前項の規定による協定の締結を行った場合には、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容その他主務省令で定める事項を公表するものとする。

3 国及び国民、民間団体等は、第一項の規定による協定の締結を行った場合には、当該協定に定められた事項を誠実に履行するとともに、当該協定に定める事項の実施の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

4 地方公共団体は、第一項の規定による協定の締結を行った場合には、前二項に規定する国の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 国民、民間団体等は、国又は地方公共団体と協働取組を行う必要があるときは、主務省令で定めるところにより、当該国又は地方公共団体に対し、その旨を申し出ることができる。

6 国又は地方公共団体は、前項の規定による申出を受けた場合において、主務省令で定める基準に照らして適切であると認めるときは、協働取組を行うよう努めるものとする。

(国民、民間団体等による協定の届出等)

第二十一条の五 国民、民間団体等が協働取組の推進に関し協定を締結した場合には、当該国民、民間団体等は、都道府県知事（当該取組が二以上の都道府県にわたる場合にあっては、主務大臣。第三項、第六項及び第七項を除き、以下この条において同じ。）に対し、当該協定を届け出ることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出（以下この条において単に「届出」という。）のあった協定の内容が、環境の保全上の効果を有するものであり、かつ、法令に違反しないと認めるときは、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容その他主務省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県知事は、第一項に規定する協定の締結に際して当該国民、民間団体等から事前に申出があった場合その他必要と認める場合には、主務大臣に対し、当該協定が法令に適合しているかどうかについて関係行政機関の長に確認するよう要請することができる。

4 届出をした国民、民間団体等は、当該協定に定められた事項を誠実に履行するものとする。

5 都道府県知事は、届出をした国民、民間団体等に対し、届出のあった協定に定める事項が円滑に実施されるよう必要な助言又は指導に努めるものとする。

6 前各項（第四項を除く。）の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、第一項に規定する協働取組が指定都市、中核市又は都道府県に代わって当該事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議を行った市町村の区域内に限られる場合においては、当該指定都市、中核市又は市町村の長が行う。

7 第二十条の七第三項の規定は、前項の規定により都道府県に代わって同項に規定する事務を処理することにつき都道府県知事と協議を行った市町村について準用する。

8 前各項に定めるもののほか、届出及び第一項に規定する協定の廃止に関し必要な事項は、主務省令で定める。

● [リストに戻る](#)

特定都市河川浸水被害対策法

(平成十五年六月十一日法律第七十七号)

最終改正年月日:平成二三年一二月一四日法律第一二二号

第三節 管理◆協定◆

(管理◆協定◆の締結等)

第二十七条

地方公共団体は、保全調整池が有する雨水を一時的に貯留する機能の保全のため必要があると認めるときは、保全調整池所有者等（当該保全調整池の敷地である土地（建築物等に保全調整池が設置されている場合にあつては、当該建築物等のうち当該保全調整池に係る部分）の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。次項及び第三十一条において同じ。）との間において、次に掲げる事項を定めた◆協定◆（以下「管理◆協定◆」という。）を締結して、当該保全調整池の管理を行うことができる。

- 一 管理◆協定◆の目的となる保全調整池（以下「管理◆協定◆調整池」という。）
 - 二 管理◆協定◆調整池の管理の方法に関する事項
 - 三 管理◆協定◆の有効期間
 - 四 管理◆協定◆に違反した場合の措置
- 2 管理◆協定◆については、保全調整池所有者等の全員の合意がなければならない。

（管理◆協定◆の縦覧等）

第二十八条

地方公共団体は、管理◆協定◆を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理◆協定◆を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理◆協定◆について、地方公共団体に意見書を提出することができる。

（管理◆協定◆の公告等）

第二十九条

地方公共団体は、管理◆協定◆を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理◆協定◆の写しを当該地方公共団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、次に掲げる土地又は建築物等に、管理◆協定◆調整池が存する旨を明示しなければならない。

- 一 管理◆協定◆調整池の敷地である土地
- 二 建築物等に管理◆協定◆調整池が設置されている場合にあつては、当該建築物等又はその敷地である土地

（管理◆協定◆の変更）

第三十条

第二十七条第二項及び前二条の規定は、管理◆協定◆において定めた事項の変更について準用する。

（管理◆協定◆の効力）

第三十一条

第二十九条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた管理◆協定◆は、その公告のあつた後において当該管理◆協定◆調整池の保全調整池所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

沖縄振興特別措置法

(平成十四年三月三十一日法律第十四号)

最終改正年月日:平成二四年三月三十一日法律第二五号

第三款 環境保全型自然体験活動

(環境保全型自然体験活動に係る保全利用◆協定◆)

第二十一条

沖縄において環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行う者は、環境保全型自然体験活動の実施に関する◆協定◆(以下「保全利用◆協定◆」という。)を締結し、当該保全利用◆協定◆が適当である旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

2 前項の認定に係る申請については、保全利用◆協定◆に参加するもののうちから代表者(以下「◆協定◆代表者」という。)を定め、これを行わなければならない。

3 環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行う者で、その者以外に当該環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行う者がないと認められる区域において当該環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行うもの(以下「単独事業者」という。)は、単独で保全利用◆協定◆を定め、第一項の規定による認定を受けることができる。

4 保全利用◆協定◆においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 保全利用◆協定◆の対象となる土地の区域(以下「◆協定◆区域」という。)
- 二 環境保全型自然体験活動の内容に関する事項
- 三 自然環境の保全その他環境保全型自然体験活動の実施に際し配慮すべき事項
- 四 保全利用◆協定◆の有効期間
- 五 保全利用◆協定◆に違反した場合の措置
- 六 その他必要な事項

5 沖縄県知事は、第一項の認定に係る申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の規定による認定をするものとする。

- 一 沖縄振興計画に照らして適切なものであること。
- 二 ◆協定◆区域内において環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行う者の相当数が保全利用◆協定◆に参加していること。
- 三 ◆協定◆区域における自然環境の保全上支障がないことその他環境保全型自然体験活動の適正な推進に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 保全利用◆協定◆の内容が不当に差別的でないこと。
- 五 保全利用◆協定◆の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

6 沖縄県知事は、第一項の認定に係る申請があったときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該保全利用◆協定◆を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供さなければならない。

7 沖縄県知事は、前項の規定による公告をしたときは、遅滞なく、その旨を◆協定◆区域の属する市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を聴かなければならない。

8 第六項の規定による公告があったときは、当該保全利用◆協定◆に関し自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、当該保全利用◆協定◆について、沖縄県知事に意見書を提出することができる。

9 沖縄県知事は、第一項の認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、環境保全型自然体験活動に参加しようとする者、沖縄を来訪する観光旅客その他の者に当該認定に係る保全利用◆協定◆の内容について周知するものとする。

(保全利用◆協定◆の変更)

第二十二條

◆協定◆代表者及び単独事業者は、前条第一項の認定を受けた保全利用◆協定◆（次条において「認定◆協定◆」という。）において定めた事項を変更しようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。

2 前条第五項から第九項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。

(勧告)

第二十三條

沖縄県知事は、環境保全型自然体験活動が認定◆協定◆（前条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って実施されていないと認めるとき、又は当該認定◆協定◆に係る◆協定◆区域内における環境保全型自然体験活動の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該認定◆協定◆に係る◆協定◆代表者又は単独事業者に対して、環境保全型自然体験活動の実施の方法の改善、当該認定◆協定◆の変更その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(認定の取消し)

第二十四條

前条の規定による勧告を受けた◆協定◆代表者又は単独事業者が当該勧告に従い必要な措置をとらなかったときは、沖縄県知事は、第二十一条第一項又は第二十二条第一項の規定による認定を取り消すことができる。

2 沖縄県知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を、◆協定◆代表者又は単独事業者に通知するとともに、公表しなければならない。

● [リストに戻る](#)

都市再生特別措置法

(平成十四年四月五日法律第二十二号)

第五節 都市再生歩行者経路◆協定◆

(都市再生歩行者経路◆協定◆の締結等)

第四十五条の二

都市再生緊急整備地域内の一団の土地の所有者及び建築物等の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。以下「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下この節において「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該都市再生緊急整備地域内における都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路（以下「都市再生歩行者経路」という。）の整備又は管理に関する◆協定◆（以下「都市再生歩行者経路◆協定◆」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 都市再生歩行者経路◆協定◆においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都市再生歩行者経路◆協定◆の目的となる土地の区域（以下「◆協定◆区域」という。）及び都市再生歩行者経路の位置

二 次に掲げる都市再生歩行者経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ 前号の都市再生歩行者経路を構成する道路の幅員又は路面の構造に関する基準

ロ 前号の都市再生歩行者経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーターその他の歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のために必要な設備を含む。）の整備又は管理に関する事項

ハ その他都市再生歩行者経路の整備又は管理に関する事項

三 都市再生歩行者経路◆協定◆の有効期間

四 都市再生歩行者経路◆協定◆に違反した場合の措置

3 都市再生歩行者経路◆協定◆においては、前項各号に掲げるもののほか、都市再生緊急整備地域内の土地のうち、◆協定◆区域に隣接した土地であって、◆協定◆区域の一部とすることにより都市再生歩行者経路の整備又は管理に資するものとして◆協定◆区域の土地となることを当該◆協定◆区域内の土地に係る土地所有者等が希望するもの（以下「◆協定◆区域隣接地」という。）を定めることができる。

4 都市再生歩行者経路◆協定◆は、市町村長の認可を受けなければならない。

(認可の申請に係る都市再生歩行者経路◆協定◆の縦覧等)

第四十五条の三

市町村長は、前条第四項の認可の申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市再生歩行者経路◆協定◆を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該都市再生歩行者経路◆協定◆について、市町村長に意見書を提出することができる。

(都市再生歩行者経路◆協定◆の認可)

第四十五条の四

市町村長は、第四十五条の二第四項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 土地又は建築物等の利用を不当に制限するものでないこと。
- 三 第四十五条の二第二項各号に掲げる事項（当該都市再生歩行者経路◆協定◆において◆協定◆区域隣接地を定める場合にあつては、当該◆協定◆区域隣接地に関する事項を含む。）について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 その他当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に適合するものであること。

2 建築主事を置かない市町村の市町村長は、第四十五条の二第二項第二号に掲げる事項に建築物に関する事項を定めた都市再生歩行者経路◆協定◆について同条第四項の認可をしようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書を添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

3 市町村長は、第四十五条の二第四項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該都市再生歩行者経路◆協定◆を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、◆協定◆区域である旨を当該◆協定◆区域内に明示しなければならない。

(都市再生歩行者経路◆協定◆の変更)

第四十五条の五

◆協定◆区域内の土地に係る土地所有者等（当該都市再生歩行者経路◆協定◆の効力が及ばない者を除く。）は、都市再生歩行者経路◆協定◆において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(◆協定◆区域からの除外)

第四十五条の六

◆協定◆区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）で当該都市再生歩行者経路◆協定◆の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となっていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該◆協定◆区域から除外されるものとする。

2 ◆協定◆区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第

三項（大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による公告があった日が終了した時において当該◆協定◆区域から除外されるものとする。

3 前二項の規定により◆協定◆区域内の土地が当該◆協定◆区域から除外された場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該都市再生歩行者経路◆協定◆の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 第四十五条の四第三項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により◆協定◆区域内の土地が当該◆協定◆区域から除外されたことを知った場合について準用する。

（都市再生歩行者経路◆協定◆の効力）

第四十五条の七

第四十五条の四第三項（第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあった都市再生歩行者経路◆協定◆は、その公告のあった後において当該◆協定◆区域内の土地に係る土地所有者等となった者（当該都市再生歩行者経路◆協定◆について第四十五条の二第一項又は第四十五条の五第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（都市再生歩行者経路◆協定◆の認可の公告のあった後都市再生歩行者経路◆協定◆に加わる手続等）

第四十五条の八

◆協定◆区域内の土地の所有者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該都市再生歩行者経路◆協定◆の効力が及ばないものは、第四十五条の四第三項（第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該都市再生歩行者経路◆協定◆に加わることができる。

2 ◆協定◆区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第四十五条の四第三項（第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、都市再生歩行者経路◆協定◆に加わることができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

3 ◆協定◆区域隣接地の区域内の土地で前項の規定による土地所有者等の意思の表示に係るものの区域は、その意思の表示のあった時以後、◆協定◆区域の一部となるものとする。

4 第四十五条の四第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があった場合について

準用する。

5 都市再生歩行者経路◆協定◆は、第一項又は第二項の規定により当該都市再生歩行者経路◆協定◆に加わった者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該◆協定◆区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第四十五条の四第三項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者（当該都市再生歩行者経路◆協定◆について第二項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（都市再生歩行者経路◆協定◆の廃止）

第四十五条の九

◆協定◆区域内の土地に係る土地所有者等（当該都市再生歩行者経路◆協定◆の効力が及ばない者を除く。）は、第四十五条の二第四項又は第四十五条の五第一項の認可を受けた都市再生歩行者経路◆協定◆を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（土地の共有者等の取扱い）

第四十五条の十

土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第四十五条の二第一項、第四十五条の五第一項、第四十五条の八第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

（一の所有者による都市再生歩行者経路◆協定◆の設定）

第四十五条の十一

都市再生緊急整備地域内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、都市再生歩行者経路の整備又は管理のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を◆協定◆区域とする都市再生歩行者経路◆協定◆を定めることができる。

2 市町村長は、前項の認可の申請が第四十五条の四第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該都市再生歩行者経路◆協定◆が都市再生歩行者経路の整備又は管理のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

3 第四十五条の四第二項及び第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた都市再生歩行者経路◆協定◆は、認可の日から起算して三年以内において当該◆協定◆区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第四十五条の四第三項の規定による認可の公告のあった都市再生歩行者経路◆協定◆と同一の効力を有する都市再生歩行者経路◆協定◆となる。

（借主の地位）

第四十五条の十二

都市再生歩行者経路◆協定◆に定める事項が建築物等の借主の権限に係る場合においては、その都市再生歩行者経路◆協定◆については、当該建築物等の借主を土地所有者等とみなして、この節の規定を適用する。

第五節 都市再生整備歩行者経路◆協定◆

第七十二条の二

都市再生整備計画に記載された第四十六条第十二項に規定する区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者）は、その全員の合意により、当該区域内における都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理に関する◆協定◆（次項において「都市再生整備歩行者経路◆協定◆」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（同法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 前章第五節（第四十五条の二第一項を除く。）の規定は、都市再生整備歩行者経路◆協定◆について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「都市再生歩行者経路の」とあるのは「都市再生整備歩行者経路（第七十二条の二第一項の経路をいう。以下同じ。）の」と、同項第二号中「都市再生歩行者経路」とあるのは「都市再生整備歩行者経路」と、同条第三項及び第四十五条の十一第一項中「都市再生緊急整備地域」とあるのは「第四十六条第十二項の規定により都市再生整備計画に記載された区域」と、第四十五条の二第三項並びに第四十五条の十一第一項及び第二項中「都市再生歩行者経路の」とあるのは「都市再生整備歩行者経路の」と、第四十五条の二第三項中「土地所有者等」とあるのは「土地所有者等（第七十二条の二第一項本文に規定する者をいう。以下この節において同じ。）」と、第四十五条の四第一項第四号中「都市再生緊急整備地域の地域整備方針」とあるのは「第四十六条第十二項の規定により都市再生整備計画に記載された経路の整備又は管理に関する事項」と、第四十五条の七及び第四十五条の十中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第七十二条の二第一項」とする。

第六節 都市利便増進◆協定◆

（都市利便増進◆協定◆）

第七十二条の三

都市再生整備計画に記載された第四十六条第十三項に規定する区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者）若しくは当該区域内の建築物の所有者（以下「土地所有者等」という。）又は第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人は、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する◆協定◆（以下「都市利便増進◆協定◆」という。）を締結し、市町村長の認定を申請することができる。

2 都市利便増進◆協定◆においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都市利便増進◆協定◆の目的となる都市利便増進施設の種類及び位置

- 二 前号の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理の方法
- 三 第一号の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に要する費用の負担の方法
- 四 都市利便増進◆協定◆を変更し、又は廃止する場合の手続
- 五 都市利便増進◆協定◆の有効期間
- 六 その他必要な事項

(都市利便増進◆協定◆の認定基準)

第七十二条の四

市町村長は、前条第一項の認定（以下「◆協定◆の認定」という。）の申請があった場合において、当該申請に係る都市利便増進◆協定◆が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、◆協定◆の認定をすることができる。

- 一 土地所有者等の相当部分が都市利便増進◆協定◆に参加していること。
- 二 都市利便増進◆協定◆において定める前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、第四十六条第十三項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。
- 三 都市利便増進◆協定◆において定める前条第二項第四号から第六号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。
- 四 都市利便増進◆協定◆の内容が法令に違反するものでないこと。

(都市利便増進◆協定◆の変更)

第七十二条の五

土地所有者等又は第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人は、◆協定◆の認定を受けた都市利便増進◆協定◆（以下「認定都市利便増進◆協定◆」という。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(◆協定◆の認定の取消し)

第七十二条の六

市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、◆協定◆の認定を取り消すことができる。

- 一 認定都市利便増進◆協定◆の内容が第七十二条の四各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 認定都市利便増進◆協定◆の目的となる都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が当該認定都市利便増進◆協定◆の定めるところに従い行われていないと認めるとき。

(民間都市機構の行う都市利便増進◆協定◆推進支援業務)

第七十二条の七

民間都市機構は、第二十九条第一項及び第七十一条第一項に規定する業務のほか、認定都市利便増進◆協定◆に基づく都市利便増進施設（民間事業者による都市開発事業に関連して整備されるものに限る。）の一体的な整備又は管理を支援するため、国土交通大臣の承認を受けて、当該認定都市利便増進◆協定

◆を締結している土地所有者等に対し、当該一体的な整備又は管理に関し必要な情報の提供、助言又はあっせんその他の援助を行うことができる。

2 前項の規定により、民間都市機構が同項に規定する業務を行う場合には、民間都市開発法第十一条第一項及び第十二条中「第四条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第四条第一項各号に掲げる業務及び都市再生特別措置法第七十二条の七第一項に規定する業務」と、民間都市開発法第二十条第一号中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項（都市再生特別措置法第七十二条の七第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、「同項」とあるのは「第十一条第一項」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条（都市再生特別措置法第七十二条の七第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例）

第七十二条の八

第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人が認定都市利便増進◆協定◆に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び推進法人（都市再生特別措置法第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「推進法人」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は推進法人」とする。

（国等の援助）

第七十二条の九

国及び関係地方公共団体は、都市利便増進◆協定◆を締結し、又は締結しようとする土地所有者等に対し、都市利便増進◆協定◆の締結及び円滑な実施に関し必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（推進法人の業務）

第七十四条

推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第四十六条第一項の土地の区域における都市開発事業であって同項に規定する都市再生基本方針に基づいて行われるものを施行する民間事業者に対し、当該都市開発事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

二 特定非営利活動法人等による前号の都市開発事業の施行に対する助成を行うこと。

三 次に掲げる事業を施行すること又は当該事業に参加すること。

イ 第一号の都市開発事業

ロ 公共施設又は駐車場その他の第四十六条第一項の土地の区域における居住者、滞在者その他の者の利便の増進に寄与するものとして国土交通省令で定める施設の整備に関する事業

四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

五 第四十六条第一項の土地の区域における公共施設又は第三号ロの国土交通省令で定める施設の所有者（所有者が二人以上いる場合にあっては、その全員）との契約に基づき、これらの施設の管理を行うこと。

六 都市利便増進◆協定◆に基づき都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行うこと。

七 第四十六条第一項の土地の区域における都市の再生に関する調査研究を行うこと。

八 第四十六条第一項の土地の区域における都市の再生に関する普及啓発を行うこと。

九 前各号に掲げるもののほか、第四十六条第一項の土地の区域における都市の再生のために必要な業務を行うこと。

●[リストに戻る](#)

自然再生推進法

（平成十四年十二月十一日法律第四百四十八号）

（維持管理に関する◆協定◆）

第十条

自然再生事業の対象区域の全部又は一部について自然再生に係る維持管理を実施しようとする実施者は、当該区域の土地の所有者等と◆協定◆を締結して、その維持管理を行うことができる。

●[リストに戻る](#)

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 A

（平成九年五月九日法律第四十九号）

最終改正年月日:平成二十三年一二月一四日法律第一二二号

（防災街区整備権利移転等促進計画の作成の要請）

第三十五条

促進地区内防災街区整備地区計画の区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権を有する者及び当該土地について権利の移転等を受けようとする者は、その全員の合意により、前条第二項各号に掲げる事項を内容とする◆協定◆を締結した場合において、同条第三項第三号及び第四号に規定する者のすべての同意を得たときは、国土交通省令で定めるところにより、その◆協定◆の目的となっている土地につき、防災街区整備権利移転等促進計画を定めるべきことを市町村に対し要請することができる。

第八章 避難経路◆協定◆

（避難経路◆協定◆の締結等）

第二百八十九条

防災再開発促進地区の区域内の一団の土地の所有者及び借地権を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六

十七号。第二百九十三条第二項において「大都市住宅等供給法」という。) 第八十三条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。) の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者。以下この章において「土地所有者等」と総称する。) は、その全員の合意により、火事又は地震が発生した場合の当該土地の区域における避難上必要な経路(以下この章において「避難経路」という。)の整備又は管理に関する◆協定◆(以下この章において「避難経路◆協定◆」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 避難経路◆協定◆においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 避難経路◆協定◆の目的となる土地の区域(以下この章において「避難経路◆協定◆区域」という。)及び避難経路の位置

二 次に掲げる避難経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ 前号の避難経路を構成する道路の幅員又は路面の構造に関する基準

ロ 前号の避難経路における看板、さくその他の避難上支障となる工作物の設置に関する基準

ハ 前号の避難経路にその敷地が接する工作物(建築物を除く。)の位置、規模又は構造に関する基準

ニ その他避難経路の整備又は管理に関する事項

三 避難経路◆協定◆の有効期間

四 避難経路◆協定◆に違反した場合の措置

3 避難経路◆協定◆においては、前項各号に掲げるもののほか、防災再開発促進地区の区域内の土地のうち、避難経路◆協定◆区域に隣接した土地であつて、避難経路◆協定◆区域の一部とすることにより避難経路の整備又は管理に資するものとして避難経路◆協定◆区域の土地となることを当該避難経路◆協定◆区域内の土地所有者等が希望するもの(以下この章において「避難経路◆協定◆区域隣接地」という。)を定めることができる。

4 避難経路◆協定◆は、市町村長の認可を受けなければならない。

(認可の申請に係る避難経路◆協定◆の縦覧等)

第二百九十条

市町村長は、前条第四項の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該避難経路◆協定◆を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該避難経路◆協定◆について、市町村長に意見書を提出することができる。

(避難経路◆協定◆の認可)

第二百九十一条

市町村長は、第二百八十九条第四項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
 - 二 土地又は建築物等の利用を不当に制限するものでないこと。
 - 三 第二百八十九条第二項各号に掲げる事項（当該避難経路◆協定◆において避難経路◆協定◆区域隣接地を定める場合にあつては、当該避難経路◆協定◆区域隣接地に関する事項を含む。）について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 市町村長は、第二百八十九条第四項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該避難経路◆協定◆を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、避難経路◆協定◆区域である旨を当該避難経路◆協定◆区域内に明示しなければならない。

（避難経路◆協定◆の変更）

第二百九十二条

避難経路◆協定◆区域内における土地所有者等（当該避難経路◆協定◆の効力が及ばない者を除く。）は、避難経路◆協定◆において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

（避難経路◆協定◆区域からの除外）

第二百九十三条

避難経路◆協定◆区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）で当該避難経路◆協定◆の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権が消滅した場合においては、当該借地権の目的となっていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該避難経路◆協定◆区域から除外されるものとする。

2 避難経路◆協定◆区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項（大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による公告があつた日が終了した時において当該避難経路◆協定◆区域から除外されるものとする。

3 前二項の規定により避難経路◆協定◆区域内の土地が当該避難経路◆協定◆区域から除外された場合においては、当該借地権を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該避難経路◆協定◆の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 第二百九十一条第二項の規定は、前項の規定による届出があつた場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により避難経路◆協定◆区域内の土地が当該避難経路◆協定◆区域から除外されたことを知った場合について準用する。

(避難経路◆協定◆の効力)

第二百九十四条

第二百九十一条第二項（第二百九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあった避難経路◆協定◆は、その公告のあった後において当該避難経路◆協定◆区域内の土地所有者等となった者（当該避難経路◆協定◆について第二百八十九条第一項又は第二百九十二条第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(避難経路◆協定◆の認可の公告のあった後避難経路◆協定◆に加わる手続等)

第二百九十五条

避難経路◆協定◆区域内の土地の所有者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該避難経路◆協定◆の効力が及ばないものは、第二百九十一条第二項（第二百九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該避難経路◆協定◆に加わることができる。

2 避難経路◆協定◆区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第二百九十一条第二項（第二百九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、避難経路◆協定◆に加わることができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

3 避難経路◆協定◆区域隣接地の区域内の土地で前項の規定による土地所有者等の意思の表示に係るものの区域は、その意思の表示のあった時以後、避難経路◆協定◆区域の一部となるものとする。

4 第二百九十一条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があった場合について準用する。

5 避難経路◆協定◆は、第一項又は第二項の規定により当該避難経路◆協定◆に加わった者がその時において所有し、又は借地権を有していた当該避難経路◆協定◆区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第二百九十一条第二項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者（当該避難経路◆協定◆について第二項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(避難経路◆協定◆の廃止)

第二百九十六条

避難経路◆協定◆区域内の土地所有者等（当該避難経路◆協定◆の効力が及ばない者を除く。）は、第二百八十九条第四項又は第二百九十二条第一項の認可を受けた避難経路◆協定◆を廃止しようとする場

合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(土地の共有者等の取扱い)

第二百九十七条

土地又は借地権が数人の共有に属するときは、第二百八十九条第一項、第二百九十二条第一項、第二百九十五条第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権を有する者とみなす。

(一の所有者による避難経路◆協定◆の設定)

第二百九十八条

防災再開発促進地区の区域内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、避難経路の整備又は管理のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を避難経路◆協定◆区域とする避難経路◆協定◆を定めることができる。

2 市町村長は、前項の認可の申請が第二百九十一条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該避難経路◆協定◆が避難経路の整備又は管理のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

3 第二百九十一条第二項の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた避難経路◆協定◆は、認可の日から起算して三年以内において当該避難経路◆協定◆区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第二百九十一条第二項の規定による認可の公告のあった避難経路◆協定◆と同一の効力を有する避難経路◆協定◆となる。

(借主の地位)

第二百九十九条

避難経路◆協定◆に定める事項が建築物等の借主の権限に係る場合においては、その避難経路◆協定◆については、当該建築物等の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

● [リストに戻る](#)

大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法

(平成元年六月二十八日法律第六十一号)

最終改正年月日:平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

(◆協定◆)

第八条

同意基本計画に定める重点地域(以下「同意重点地域」という。)内において宅地開発事業を実施する者で国土交通省令で定めるもの及び特定鉄道事業者は、同意基本計画に従い同意重点地域における宅地開発事業と特定鉄道事業とを一体的に推進するため、当該宅地開発事業及び当該特定鉄道事業の概要及

び日程に関する◆協定◆を締結し、当該◆協定◆に従ってそれぞれの事業を実施するものとする。

●[リストに戻る](#)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律

(平成八年六月十四日法律第七十七号)

最終改正年月日:平成一九年六月六日法律第七十七号

(◆協定◆の締結)

第十三条

大臣管理量又は大臣管理努力量に係る採捕を行う者は、当該大臣管理量又は大臣管理努力量に係る特定海洋生物資源の保存及び管理に関する◆協定◆を締結し、当該◆協定◆が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けることができる。

2 知事管理量又は知事管理努力量に係る採捕を行う者は、当該知事管理量又は知事管理努力量に係る特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源の保存及び管理に関する◆協定◆を締結し、当該◆協定◆が適当である旨の都道府県の知事の認定を受けることができる。

3 前二項の◆協定◆（以下単に「◆協定◆」という。）においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 ◆協定◆の対象となる海域並びに特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源及びその採捕の種類
- 二 特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源の保存及び管理の方法
- 三 ◆協定◆の有効期間
- 四 ◆協定◆に違反した場合の措置
- 五 その他農林水産省令で定める事項

(◆協定◆の認定等)

第十四条

農林水産大臣又は都道府県の知事は、前条第一項又は第二項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、これらの規定による認定をするものとする。

- 一 ◆協定◆の内容が大臣管理量、大臣管理努力量、知事管理量又は知事管理努力量の管理に資すると認められるものであること。
- 二 ◆協定◆の内容が不当に差別的でないこと。
- 三 ◆協定◆の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。
- 四 その他農林水産省令で定める基準

2 前項に規定するもののほか、◆協定◆の認定（◆協定◆の変更の認定を含む。）及びその取消し並びに◆協定◆の廃止に関し必要な事項は、政令で定める。

(◆協定◆への参加のあつせん)

第十五条

第十三条第一項又は第二項の認定を受けた◆協定◆（以下「認定◆協定◆」という。）に参加している者は、認定◆協定◆の対象となる海域において認定◆協定◆の対象となる種類の特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源について認定◆協定◆の対象となる種類の採捕を行う者であって認定◆協定◆に参加していないものに対し認定◆協定◆を示して参加を求めた場合においてその参加を承諾しない者があるときは、農林水産省令で定めるところにより、同条第一項又は第二項の認定をした農林水産大臣又は都道府県の知事に対し、その者の承諾を得るために必要なあつせんをすべきことを求めることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県の知事は、前項の規定による申請があつた場合において、認定◆協定◆に参加していない者の認定◆協定◆への参加が前条第一項の規定に照らして相当であり、かつ、認定◆協定◆の内容からみてその者に対し参加を求めることが特に必要であると認めるときは、あつせんをするものとする。

（漁業法等による措置）

第十六条

認定◆協定◆に参加している者は、その数が認定◆協定◆の対象となる海域において認定◆協定◆の対象となる特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源について認定◆協定◆の対象となる種類の採捕を行う者のすべての数の三分の二以上であって農林水産省令で定める割合を超えていることその他の農林水産省令で定める基準に該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県の知事に対し、認定◆協定◆の目的を達成するために必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県の知事は、前項の規定による申出があつた場合において、漁業調整、水産資源の保護培養その他公益のために必要があると認めるときは、その申出の内容を勘案して、漁業法第三十四条第一項（同法第六十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三項若しくは第四項、第六十五条第一項若しくは第二項若しくは第六十六条第一項又は水産資源保護法第四条第一項若しくは第二項の規定による水産動植物の採捕の制限等の措置その他の適切な措置を講ずるものとする。

3 都道府県の知事は、第一項に規定する申出に基づき漁業法第三十四条第四項の規定を適用しようとするときは、同項に規定する海区漁業調整委員会の申請によらず、漁業権に制限又は条件を付けることができる。この場合においては、同条第二項及び同法第三十七条第四項の規定を準用する。

4 前項の規定は、第一項に規定する申出に基づき農林水産大臣が漁業法第三百三十六条の規定により同法第三十四条第四項の規定を適用しようとする場合について準用する。

● [リストに戻る](#)

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律

（平成六年六月二十九日法律第四十六号）

最終改正年月日：平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

（◆協定◆）

第六条

市町村計画に定められた整備地区内にある土地（公共施設の用に供する土地を除く。）について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（国及び地方公共団体を除く。以下「土地所有者等」という。）は、農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るため、当該土地の利用に関する◆協定◆（以下「◆協定◆」という。）を締結し、当該◆協定◆が適当である旨の市町村長の認定を受けることができる。

- 2 ◆協定◆においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 ◆協定◆の対象となる土地の区域（以下「◆協定◆区域」という。）
 - 二 農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項
 - 三 ◆協定◆に違反した場合の措置
 - 四 ◆協定◆の有効期間
 - 五 その他必要な事項
- 3 ◆協定◆区域は、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。
 - 一 相当規模の一団の土地の区域であること。
 - 二 農用地等が当該◆協定◆区域内の土地の大部分を占めていること。
- 4 ◆協定◆においては、第二項各号に掲げる事項のほか、市町村計画に定められた整備地区内にある土地のうち、◆協定◆区域に隣接した土地であつて、◆協定◆区域の一部とすることにより当該◆協定◆の目的の達成に資するものとして◆協定◆区域の土地となることを当該◆協定◆区域内の土地に係る土地所有者等が希望するもの（第十条において「◆協定◆区域隣接地」という。）を定めることができる。
- 5 ◆協定◆については、◆協定◆区域内の土地に係る土地所有者等の全員の合意がなければならない。
- 6 ◆協定◆の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。
- 7 ◆協定◆の有効期間は、十年を超えてはならない。

（◆協定◆の認定等）

第七条

市町村長は、前条第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

- 一 申請の手續又は◆協定◆の内容が法令に違反するものでないこと。
 - 二 ◆協定◆の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。
 - 三 ◆協定◆の内容が市町村計画の達成に資すると認められるものであること。
- 2 市町村長は、前条第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該◆協定◆の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、◆協定◆区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

（◆協定◆の変更）

第八条

第六条第一項の認定を受けた◆協定◆に係る土地所有者等は、◆協定◆において定めた事項について変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合においては、全員の合意をもって

その旨を定め、市町村長の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の認定について準用する。

(◆協定◆の認定の取消し)

第九条

市町村長は、次に掲げる場合には、第六条第一項又は前条第一項の認定を取り消すことができる。

一 ◆協定◆の内容が第六条第六項の規定に違反するもの又は第七条第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至った場合

二 ◆協定◆区域において当該◆協定◆の定めるところに従い農用地その他の農業資源の保健機能の増進が図られていないと認められるに至った場合

2 市町村長は、前項の規定による認定の取消しを行ったときは、その旨を、当該◆協定◆に係る土地所有者等に通知するとともに、公告しなければならない。

(◆協定◆成立後の◆協定◆への参加)

第十条

第七条第二項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定の公告のあった後いつでも、◆協定◆区域内の土地に係る土地所有者等となった者又は◆協定◆区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、◆協定◆に参加することができる。この場合において、◆協定◆区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等で当該意思を表示したものに係る土地の区域は、その意思の表示のあった時以後、◆協定◆区域の一部となるものとする。

2 第七条第二項の規定は、前項の規定により◆協定◆区域隣接地の区域内の土地が◆協定◆区域内の土地となった場合について準用する。

(農用地区域設定の特例)

第十一条

第六条第一項又は第八条第一項の認定を受けた◆協定◆に係る◆協定◆区域内の一団の農用地等（農業振興地域の整備に関する法律第三条第四号に掲げる土地を含む。以下この条において同じ。）の所有者は、市町村に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該農用地等につき所有権以外の第六条第一項に規定する権利、先取特権又は抵当権を有する者の全員の同意を得て、当該農用地等の区域を農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号の農用地区域（次項において「農用地区域」という。）として定めるべきことを要請することができる。

2 前項の要請に基づき、市町村が同項の要請に係る農用地等の区域の全部又は一部を農用地区域として定める場合には、農業振興地域の整備に関する法律第十一条第三項から第十一項までの規定は、適用しない。

● [リストに戻る](#)

大阪湾臨海地域開発整備法

(平成四年十二月二十四日法律第百十号)

最終改正年月日:平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

(公共施設の整備に伴う負担)

第十五条

同意整備計画の達成のために必要な公共施設の整備を行う者又は地方公共団体は、土地に関する権利を有する者が当該公共施設の整備その他同意整備計画の実施により著しく利益を受けることとなる場合においては、関係者間の協議に基づいて◆協定◆を締結することにより、その者に対し、その利益に応じた適切な負担を求めることができる。ただし、他の法令に基づいて負担させる場合は、この限りでない。

●[リストに戻る](#)

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法

(昭和六十三年五月十七日法律第四十七号)

最終改正年月日:平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

(良質な住宅地の保全)

第十条

認定事業者は、造成宅地の処分をしようとする場合において、当該造成宅地が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六十九条の条例で定める区域内にあり、かつ、当該造成宅地について当該認定事業者以外に同条に規定する土地の所有者等が存しないときは、あらかじめ、建築物の敷地、位置、用途及び意匠に関する基準について、同法第七十六条の三第一項の規定による建築◆協定◆を定めなければならない。ただし、当該造成宅地について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、この限りでない。

- 一 建築基準法第六十九条の規定による建築◆協定◆が締結されていること。
 - 二 都市計画法第十二条の四第一項第一号に規定する地区計画（同法第十二条の五第二項第一号に掲げる地区整備計画が定められているものに限る。）が定められていること。
- 2 認定事業者は、造成宅地の処分をしようとする場合において、当該造成宅地について当該認定事業者以外に都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第四十五条第一項に規定する土地所有者等が存しないときは、あらかじめ、同法第五十四条第一項の規定による緑地◆協定◆を定めなければならない。ただし、当該造成宅地について同法第四十五条第一項の規定による緑地◆協定◆が締結されているときは、この限りでない。

(認定の取消し)

第十五条

国土交通大臣は、次に掲げる場合には、計画の認定を取り消さなければならない。

- 一 認定事業者が宅地開発事業を廃止したとき。
- 二 認定事業者が第四条第一項第十号に該当しないものとなつたとき。
- 2 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、計画の認定を取り消すことができる。
 - 一 認定事業者が認定計画に従つて宅地開発事業を実施しないとき。
 - 二 認定事業者が第八条又は第十一条の規定による届出をしなかつたとき。
 - 三 認定事業者が第九条の規定による確認を受けず、又は第十条第一項の規定による建築◆協定◆若しくは同条第二項の規定による緑地◆協定◆を定めずに造成宅地を処分したとき。
 - 四 認定事業者が国土交通大臣に対し第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 五 認定事業者が前条の規定による国土交通大臣の処分に違反したとき。
- 3 第六条の規定は、国土交通大臣が、前二項の規定による取消しをした場合について準用する。

●[リストに戻る](#)

集落地域整備法

(昭和六十二年六月二日法律第六十三号)

最終改正年月日:平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

(集落地域における農用地の保全等に関する◆協定◆)

第八条

集落農業振興地域整備計画の区域内にある相当規模の一団の農用地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（国及び地方公共団体を除く。第三項において「農用地所有者等」という。）は、当該農用地の良好な営農条件を確保するため、農用地の保全及び利用に関する◆協定◆（以下この章において「◆協定◆」という。）を締結し、当該◆協定◆が適当である旨の市町村長の認定を受けることができる。

- 2 ◆協定◆においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 ◆協定◆の対象となる農用地の区域（以下この章において「◆協定◆区域」という。）
 - 二 農用地を保全し、効率的に利用するために必要な事項
 - 三 ◆協定◆に違反した場合の措置
 - 四 ◆協定◆の有効期間
 - 五 その他必要な事項
- 3 ◆協定◆については、◆協定◆区域内の農用地に係る農用地所有者等の全員の合意がなければならない。
- 4 ◆協定◆の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。
- 5 ◆協定◆の有効期間は、十年を超えてはならない。

(◆協定◆の認定等)

第九条

市町村長は、前条第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

- 一 申請の手続又は◆協定◆の内容が法令に違反するものでないこと。
 - 二 ◆協定◆の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。
 - 三 ◆協定◆の内容が集落農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。
- 2 市町村長は、前条第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該◆協定◆の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、◆協定◆区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、◆協定◆の認定（◆協定◆の変更の認定を含む。）及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

（農用地区域設定の特例）

第十条

第八条第一項の認定を受けた◆協定◆に係る◆協定◆区域内の一団の農用地の所有者は、市町村に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該農用地につき所有権以外の同項に規定する権利、先取特権又は抵当権を有する者の全員の同意を得て、当該農用地の区域を農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号の農用地区域（次項において「農用地区域」という。）として定めるべきことを要請することができる。

2 前項の要請に基づき、市町村が同項の要請に係る農用地の区域の全部又は一部を農用地区域として定める場合には、農業振興地域の整備に関する法律第十一条第三項から第十一項までの規定は、適用しない。

（交換分合）

第十一条

市町村は、集落農業振興地域整備計画の区域内における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農業経営の動向等を考慮して、当該区域内の土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して当該区域内にある土地の農業上の効率的な利用の確保を図るとともに、第八条第一項の認定を受けた◆協定◆を維持し、又はその締結を促進するため、特に必要があると認められる場合には、当該◆協定◆区域（◆協定◆区域とすることが適切であり、かつ、その大部分について◆協定◆区域となることが確実と認められる農用地の区域を含む。第三項において同じ。）内にある農用地を含む集落農業振興地域整備計画の区域内にある一定の農用地に関し交換分合を行うことができる。

2 市町村は、前項の規定により交換分合を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、交換分合計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 交換分合計画は、集落農業振興地域整備計画の区域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して◆協定◆区域内において一団の農用地の効率的な利用を確保するとともに、農用地の集団化その他農業構造の改善に資するように定めるものでなければならない。

● [リストに戻る](#)

幹線道路の沿道の整備に関する法律

(昭和五十五年五月一日法律第三十四号)

最終改正年月日:平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

(沿道整備権利移転等促進計画の作成の要請)

第十条の三

沿道地区計画の区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権を有する者及び当該土地について権利の移転等を受けようとする者は、その全員の合意により、前条第二項各号に掲げる事項を内容とする◆協定◆を締結した場合において、同条第三項第三号及び第四号に規定する者のすべての同意を得たときは、国土交通省令で定めるところにより、その◆協定◆の目的となつている土地につき、沿道整備権利移転等促進計画を定めるべきことを市町村に対し要請することができる。

● [リストに戻る](#)

都市緑地法

(昭和四十八年九月一日法律第七十二号)

最終改正年月日:平成二三年一月二四日法律第一二二号

(緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画)

第四条

市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

2 基本計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 緑地の保全及び緑化の目標

二 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

三 地方公共団体の設置に係る都市公園（都市公園法第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）の整備の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項

四 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの

イ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

ロ 第十七条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項

ハ 第二十四条第一項の規定による管理◆協定◆（次章第一節及び第二節において単に「管理◆協定◆」という。）に基づく緑地の管理に関する事項

ニ 第五十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約（次章第一節及び第二節において単に「市民緑地契約」という。）に基づく緑地の管理に関する事項その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項

五 緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地

区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項

六 緑化地域における緑化の推進に関する事項

七 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

3 基本計画は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第二項第一号の景観計画区域をその区域とする市町村にあつては同条第一項の景観計画との調和が保たれ、かつ、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては近畿圏保全法第三条第一項の規定による保全区域整備計画に、緑地保全地域をその区域とする市町村にあつては第六条第一項の規定による緑地保全計画に、それぞれ適合したものでなければならない。

4 市町村は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 市町村は、基本計画に第二項第三号に掲げる事項（都道府県の設置に係る都市公園の整備の方針に係るものに限る。）を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

6 町村は、基本計画に第二項第四号イに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議してその同意を得、同号ロからニまでに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。

7 市町村は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

8 第四項から前項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（緑地保全計画）

第六条

緑地保全地域に関する都市計画が定められた場合においては、都道府県（市の区域内にあつては、当該市。以下「都道府県等」という。）は、当該緑地保全地域内の緑地の保全に関する計画（以下「緑地保全計画」という。）を定めなければならない。

2 緑地保全計画には、第八条の規定による行為の規制又は措置の基準を定めるものとする。

3 緑地保全計画には、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を定めることができる。

一 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

二 管理◆協定◆に基づく緑地の管理に関する事項

三 市民緑地契約に基づく緑地の管理に関する事項その他緑地保全地域内の緑地の保全に関し必要な事項

4 緑地保全計画は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれ、かつ、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合したものでなければなら

ない。

5 都道府県等は、緑地保全計画を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県にあつては関係町村及び都道府県都市計画審議会の意見を、市にあつては市町村都市計画審議会（当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

6 都道府県等は、緑地保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県にあつては関係町村に通知しなければならない。

（緑地保全地域における行為の届出等）

第八条

緑地保全地域（特別緑地保全地区及び第二十条第二項に規定する地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域を除く。以下この条において同じ。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

三 木竹の伐採

四 水面の埋立て又は干拓

五 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2 都道府県知事等は、緑地保全地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、当該緑地の保全のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、緑地保全計画で定める基準に従い、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 前項の処分は、第一項の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

4 都道府県知事等は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

5 第一項の届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

6 都道府県知事等は、当該緑地の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

7 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港務局を含む。以下この条において同じ。）が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事等にその旨を通知しなければならない。

8 都道府県知事等は、前項後段の通知があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、緑地保全計画で定める

基準に従い、当該緑地の保全のためとるべき措置について協議を求めることができる。

9 次に掲げる行為については、第一項、第二項、第七項後段及び前項の規定は、適用しない。

- 一 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち、当該緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして政令で定めるもの
- 二 緑地保全地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為
- 三 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 四 首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に基づいて行う行為
- 五 近畿圏保全法第八条第四項第一号の政令で定める行為に該当する行為
- 六 緑地保全計画に定められた緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行う行為
- 七 管理◆協定◆において定められた当該管理◆協定◆区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行う行為
- 八 市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行う行為
- 九 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(特別緑地保全地区における行為の制限)

第十四条

特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事等の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - 二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - 三 木竹の伐採
 - 四 水面の埋立て又は干拓
 - 五 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの
- 2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
- 3 都道府県知事等は、第一項の許可の申請があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。
- 4 特別緑地保全地区内において第一項ただし書の政令で定める行為に該当する行為で同項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事等にその旨を通知しなければならない。
- 5 特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際当該特別緑地保全地区内において既に第一項各号に掲げる行為に着手している者は、その都市計画が定められた日から起算して三十日以内に、都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。
- 6 特別緑地保全地区内において非常災害のため必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした

者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。

7 都道府県知事等は、第四項の通知又は第五項若しくは前項の届出があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、通知又は届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

8 国の機関又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。）が行う行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事等に協議しなければならない。

9 次に掲げる行為については、第一項から第七項まで及び前項後段の規定は、適用しない。

一 首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に基づいて行う行為

二 近畿圏保全法第八条第四項第一号の政令で定める行為に該当する行為

三 基本計画において定められた当該特別緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為

四 管理◆協定◆において定められた当該管理◆協定◆区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為

五 市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為

六 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

第四節 管理◆協定◆ [分類B]

（管理◆協定◆の締結等）

第二十四条

地方公共団体又は第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（第六十九条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。）は、緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下この節において「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた◆協定◆（以下「管理◆協定◆」という。）を締結して、当該土地の区域内の緑地の管理を行うことができる。

一 管理◆協定◆の目的となる土地の区域（以下「管理◆協定◆区域」という。）

二 管理◆協定◆区域内の緑地の管理の方法に関する事項

三 管理◆協定◆区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項

四 管理◆協定◆の有効期間

五 管理◆協定◆に違反した場合の措置

2 管理◆協定◆については、管理◆協定◆区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。

3 管理◆協定◆の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 緑地保全地域内の緑地に係る管理◆協定◆については、基本計画及び緑地保全計画との調和が保たれ、かつ、緑地保全計画に第六条第三項第二号に掲げる事項が定められている場合にあつては当該事項

に従って管理を行うものであること。

二 特別緑地保全地区内の緑地に係る管理◆協定◆については、基本計画との調和が保たれ、かつ、基本計画に第四条第二項第四号ハに掲げる事項が定められている場合にあつては当該事項に従って管理を行うものであること。

三 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。

四 第一項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

4 地方公共団体又は第一項の緑地管理機構は、管理◆協定◆に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事等と協議し、その同意を得なければならない。ただし、都道府県が当該都道府県の区域（市の区域を除く。）内の土地について、又は市が当該市の区域内の土地について管理◆協定◆を締結する場合は、この限りでない。

5 第一項の緑地管理機構が管理◆協定◆を締結しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の認可を受けなければならない。

（管理◆協定◆の縦覧等）

第二十五条

地方公共団体又は都道府県知事は、それぞれ管理◆協定◆を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による管理◆協定◆の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理◆協定◆を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理◆協定◆について、地方公共団体又は都道府県知事に意見書を提出することができる。

（管理◆協定◆の認可）

第二十六条

都道府県知事は、第二十四条第五項の規定による管理◆協定◆の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理◆協定◆を認可しなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 管理◆協定◆の内容が、第二十四条第三項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

（管理◆協定◆の公告等）

第二十七条

地方公共団体又は都道府県知事は、それぞれ管理◆協定◆を締結し又は前条の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理◆協定◆の写しをそれぞれ当該地方公共団体又は当該都道府県の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、管理◆協定◆区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

（管理◆協定◆の変更）

第二十八条

第二十四条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、管理◆協定◆において定めた事項の変更につ

いて準用する。

(管理◆協定◆の効力)

第二十九条

第二十七条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた管理◆協定◆は、その公告のあつた後において当該管理◆協定◆区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例)

第三十条

第二十四条第一項の緑地管理機構が管理◆協定◆に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び緑地管理機構（都市緑地法第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「緑地管理機構」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は緑地管理機構」とする。

第五節 雑則

(国の補助)

第三十一条

国は、都道府県等が行う第十六条において読み替えて準用する第十条第一項の規定による損失の補償及び第十七条第一項の規定による土地の買入れ並びに都道府県又は町村が行う同条第三項の規定による土地の買入れに要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が行う緑地保全地域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備（緑地保全計画又は管理◆協定◆において定められた当該施設の整備に関する事項に従つて行われるものに限る。）又は特別緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備（基本計画又は管理◆協定◆において定められた当該施設の整備に関する事項に従つて行われるものに限る。）に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

第五章 緑地◆協定◆ [分類A]

(緑地◆協定◆の締結等)

第四十五条

都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地（これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。）の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促

進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第八十三条において準用する場合を含む。以下この項、第四十九条第一項及び第二項並びに第五十一条第一項、第二項及び第五項において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。）は、地域の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する◆協定◆（以下「緑地◆協定◆」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となつて土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつて土地の所有者以外の土地所有者等の全員の合意があれば足りる。

2 緑地◆協定◆においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 緑地◆協定◆の目的となる土地の区域（以下「緑地◆協定◆区域」という。）

二 次に掲げる緑地の保全又は緑化に関する事項のうち必要なもの

イ 保全又は植栽する樹木等の種類

ロ 樹木等を保全又は植栽する場所

ハ 保全又は設置する垣又はさくの構造

ニ 保全又は植栽する樹木等の管理に関する事項

ホ その他緑地の保全又は緑化に関する事項

三 緑地◆協定◆の有効期間

四 緑地◆協定◆に違反した場合の措置

3 緑地◆協定◆においては、前項各号に掲げるもののほか、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地のうち、緑地◆協定◆区域に隣接した土地であつて、緑地◆協定◆区域の一部とすることにより地域の良好な環境の確保に資するものとして緑地◆協定◆区域の土地となることを当該緑地◆協定◆区域内の土地所有者等が希望するもの（以下「緑地◆協定◆区域隣接地」という。）を定めることができる。

4 第一項の規定による緑地◆協定◆は、市町村長の認可を受けなければならない。

（認可の申請に係る緑地◆協定◆の縦覧等）

第四十六条

市町村長は、前条第四項の規定による緑地◆協定◆の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該緑地◆協定◆を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該緑地◆協定◆について、市町村長に意見書を提出することができる。

（緑地◆協定◆の認可）

第四十七条

市町村長は、第四十五条第四項の規定による緑地◆協定◆の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地◆協定◆を認可しなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 土地の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第四十五条第二項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

四 緑地◆協定◆において緑地◆協定◆区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地◆協定◆区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該緑地◆協定◆の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、緑地◆協定◆区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(緑地◆協定◆の変更)

第四十八条

緑地◆協定◆区域内における土地所有者等（当該緑地◆協定◆の効力が及ばない者を除く。）は、緑地◆協定◆において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

第四十九条

緑地◆協定◆区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）で当該緑地◆協定◆の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、その借地権等の目的となつていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該緑地◆協定◆区域から除かれるものとする。

2 緑地◆協定◆区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかつたときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。）の公告があつた日が終了した時において当該緑地◆協定◆区域から除かれるものとする。

3 前二項の規定により緑地◆協定◆区域内の土地が当該緑地◆協定◆区域から除かれた場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該緑地◆協定◆の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 第四十七条第二項の規定は、前項の規定による届出があつた場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により緑地◆協定◆区域内の土地が当該緑地◆協定◆区域から除かれたことを知つた場合について準用する。

(緑地◆協定◆の効力)

第五十条

第四十七条第二項（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあつた緑地◆協定◆は、その公告のあつた後において当該緑地◆協定◆区域内の土地所有者等となつた者（当該緑地◆協定◆について第四十五条第一項又は第四十八条第一項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（緑地◆協定◆の認可の公告のあつた後緑地◆協定◆に加わる手続等）

第五十一条

緑地◆協定◆区域内の土地の所有者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該緑地◆協定◆の効力が及ばないものは、第四十七条第二項（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあつた後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによつて、当該緑地◆協定◆に加わることができる。

2 緑地◆協定◆区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第四十七条第二項（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあつた後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、市町村長に対して書面でその意思を表示することによつて、緑地◆協定◆に加わることができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となつてい土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつてい土地の所有者以外の土地所有者等の全員の合意があれば足りる。

3 緑地◆協定◆区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等で前項の意思を表示したものに係る土地の区域は、その意思の表示のあつた時以後、緑地◆協定◆区域の一部となるものとする。

4 第四十七条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があつた場合について準用する。

5 緑地◆協定◆は、第一項又は第二項の規定により当該緑地◆協定◆に加わつた者がその時において所有し、又は借地権等を有してい当該緑地◆協定◆区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第四十七条第二項の規定による公告のあつた後において土地所有者等となつた者（当該緑地◆協定◆について第二項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（緑地◆協定◆の廃止）

第五十二条

緑地◆協定◆区域内の土地所有者等（当該緑地◆協定◆の効力が及ばない者を除く。）は、第四十五条第四項又は第四十八条第一項の認可を受けた緑地◆協定◆を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(土地の共有者等の取扱い)

第五十三条

土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第四十五条第一項、第四十八条第一項、第五十一条第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

(緑地◆協定◆の設定の特則)

第五十四条

都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地（第四十五条第一項の政令で定める土地を除く。）で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、地域の良い環境の確保のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を緑地◆協定◆区域とする緑地◆協定◆を定めることができる。

2 市町村長は、前項の規定による緑地◆協定◆の認可の申請が第四十七条第一項各号に該当し、かつ、当該緑地◆協定◆が地域の良好な環境の確保のため必要であると認める場合に限り、当該緑地◆協定◆を認可するものとする。

3 第四十七条第二項の規定は、市町村長が前項の規定により認可した場合について準用する。

4 第二項の規定による認可を受けた緑地◆協定◆は、認可の日から起算して三年以内において当該緑地◆協定◆区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することとなった時から、第四十七条第二項の規定による認可の公告のあった緑地◆協定◆と同一の効力を有する緑地◆協定◆となる。

(業務)

第六十九条

機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 次のいずれかに掲げる業務

イ 管理◆協定◆に基づく緑地の管理を行うこと。

ロ 市民緑地の設置及び管理を行うこと。

ハ 主として都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全を行うこと。

ニ 次に掲げる業務

(1) 住民等の利用に供する認定緑化施設の管理を行うこと。

(2) 認定事業者の委託に基づき、認定計画に従った緑化施設の整備又は認定緑化施設の管理を行うこと。

(3) 認定事業者に対し、認定計画に従った緑化施設の整備に必要な資金のあつせんを行うこと。

二 緑地の保全及び緑化の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

三 緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

四 緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

● [リストに戻る](#)

海洋水産資源開発促進法

(昭和四十六年五月十七日法律第六十号)

最終改正年月日:平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

第四章 海洋水産資源の自主的な管理に関する◆協定◆

(資源管理◆協定◆の締結)

第十三条

漁業者団体等は、一定の海域において海洋水産資源の利用の合理化を図るため、当該海域における海洋水産資源の自主的な管理に関する◆協定◆（以下「資源管理◆協定◆」という。）を締結し、当該資源管理◆協定◆が適当である旨の行政庁の認定を受けることができる。

2 資源管理◆協定◆においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 資源管理◆協定◆の対象となる海域並びに海洋水産資源及び漁業の種類
- 二 海洋水産資源の管理の方法
- 三 資源管理◆協定◆の有効期間
- 四 資源管理◆協定◆に違反した場合の措置
- 五 その他農林水産省令で定める事項

(資源管理◆協定◆の認定等)

第十四条

行政庁は、前条第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

- 一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項が基本方針において定められた第三条第二項第三号イの指針に適合するものであること。
- 二 資源管理◆協定◆の内容が不当に差別的でないこと。
- 三 資源管理◆協定◆の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。
- 四 その他政令で定める基準

2 前項に規定するもののほか、資源管理◆協定◆の認定（資源管理◆協定◆の変更の認定を含む。）及びその取消し並びに資源管理◆協定◆の廃止に関し必要な事項は、政令で定める。

(認定資源管理◆協定◆への参加のあつせん)

第十五条

第十三条第一項の認定を受けた資源管理◆協定◆（以下「認定資源管理◆協定◆」という。）に参加している漁業者団体等は、認定資源管理◆協定◆の対象となる海域において認定資源管理◆協定◆の対象となる種類の海洋水産資源を利用する漁業を営む者（認定資源管理◆協定◆の対象となる種類の漁業により利用するものに限る。以下「特定漁業者」という。）又はその団体であつて認定資源管理◆協定◆に参加していないものに対し認定資源管理◆協定◆を示して参加を求めた場合においてその参加を承諾し

ない者があるときは、農林水産省令で定めるところにより、行政庁に対し、その者の承諾を得るために必要なあつせんをすべきことを求めることができる。

2 行政庁は、前項の規定による申請があつた場合において、認定資源管理◆協定◆に参加していない者の認定資源管理◆協定◆への参加が前条第一項の規定に照らして相当であり、かつ、認定資源管理◆協定◆の内容からみてその者に対し参加を求めることが特に必要であると認めるときは、あつせんをするものとする。

(水産業協同組合法の特例)

第十六条

認定資源管理◆協定◆に参加している漁業協同組合が認定資源管理◆協定◆の内容を遵守させるために、総会(総会の部会及び総代会を含む。)で次の各号に掲げる事項の議決を行おうとする場合において、当該各号に掲げる者の三分の二以上の書面による同意を農林水産省令で定めるところにより得ているときは、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第五十条(同法第五十二条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は第五十一条の二第六項の規定にかかわらず、同法第五十条又は第五十一条の二第六項の規定による議決によることを要しないものとする。

一 特定漁業者たる組合員(以下「特定組合員」という。)が第十三条第二項第二号に掲げる事項の内容に違反した場合に当該特定組合員に対し過怠金を課するために必要な定款の変更 特定組合員

二 第十三条第二項第二号に掲げる事項の内容に適合するように行う漁業権行使規則又は入漁権行使規則(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八条第一項の漁業権行使規則又は入漁権行使規則をいう。)の変更(同項に規定する漁業を営む権利を有する者の資格に関する事項の変更を除く。第四項第二号において同じ。) 特定組合員であつて当該漁業権又は入漁権の内容たる漁業を営む権利を有するもの

2 前項の場合において、水産業協同組合法第二十一条第三項の規定により電磁的方法(同法第十一条の二第四項に規定する電磁的方法をいう。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、前項各号に掲げる事項についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。

3 前項前段の電磁的方法(水産業協同組合法第十一条の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。)により得られた第一項各号に掲げる事項についての同意は、漁業協同組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合に到達したものとみなす。

4 認定資源管理◆協定◆に参加している漁業協同組合連合会が認定資源管理◆協定◆の内容を遵守させるために、総会(総代会を含む。)で次の各号に掲げる事項の議決を行おうとする場合において、当該各号に掲げる者のすべての同意を農林水産省令で定めるところにより得ているときは、水産業協同組合法第九十二条第三項において準用する同法第五十条(同法第九十二条第三項において準用する同法第五十二条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定にかかわらず、同法第九十二条第三項において準用する同法第五十条の規定による議決によることを要しないものとする。

一 会員たる漁業協同組合の特定組合員及び会員たる漁業協同組合又は漁業生産組合で特定漁業者であるもの(以下「漁業自営組合」という。)が第十三条第二項第二号に掲げる事項の内容に違反した場合に当該特定組合員を直接若しくは間接の構成員とする漁業協同組合(以下「特定組合員所属組合」という。)

又は当該漁業自営組合に対し過怠金を課するために必要な定款の変更 特定組合員所属組合及び漁業自営組合

二 第十三条第二項第二号に掲げる事項の内容に適合するように行う第一項第二号に規定する漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更 当該漁業権又は入漁権の内容たる漁業を営む権利を有する者を直接又は間接の構成員とする会員たる漁業協同組合

5 第一項から第三項までの規定は、認定資源管理◆協定◆に参加している漁業協同組合連合会の特定組合員所属組合について準用する。

(漁業法等による措置)

第十七条

認定資源管理◆協定◆に参加している漁業者団体等は、認定資源管理◆協定◆に参加している漁業を営む者（認定資源管理◆協定◆に参加している団体の直接又は間接の構成員となつている特定漁業者を含む。）の数が認定資源管理◆協定◆の対象となる海域において認定資源管理◆協定◆の対象となる海洋水産資源を利用する漁業を営む者のすべての数の三分の二以上であつて農林水産省令で定める割合を超えていることその他の農林水産省令で定める基準に該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事に対し、認定資源管理◆協定◆の対象となる海域における海洋水産資源の利用の合理化を図るための措置であつて認定資源管理◆協定◆の目的を達成するために必要なものを講ずべきことを求めることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による申出があつた場合において、漁業調整、水産資源の保護培養その他公益のために必要があると認めるときは、その申出の内容を勘案して、漁業法第三十四条第一項（同法第六十三条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三項若しくは第四項、第六十五条第一項若しくは第二項若しくは第六十六条第一項又は水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項若しくは第二項の規定による水産動植物の採捕の制限等の措置その他の適切な措置を講ずるものとする。

3 都道府県知事は、第一項に規定する申出に基づき漁業法第三十四条第四項の規定を適用しようとするときは、同項に規定する海区漁業調整委員会の申請によらず、漁業権に制限又は条件を付けることができる。この場合においては、同条第二項及び同法第三十七条第四項の規定を準用する。

(行政庁)

第十八条

この章の規定中「行政庁」とあるのは、資源管理◆協定◆の対象となる海域が一の都道府県知事の管轄に属し、かつ、当該資源管理◆協定◆の対象となる漁業の種類に漁業法第五十二条第一項に規定する指定漁業又は同法第六十五条第一項若しくは第二項若しくは水産資源保護法第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業が含まれない場合については当該海域を管轄する都道府県知事、その他の場合については農林水産大臣とする。

2 前項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

農業振興地域の整備に関する法律

(昭和四十四年七月一日法律第五十八号)

最終改正年月日:平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

(交換分合)

第十三条の二

市町村は、第八条第一項の規定により農業振興地域整備計画を定め、又は前条第一項の規定により農業振興地域整備計画を変更しようとする場合において、農業振興地域の自然的経済的社会的諸条件からみてその定めようとする農業振興地域整備計画に係る農業振興地域内又はその変更しようとする農業振興地域整備計画に係る農用地区域内にある農用地等の一部が農用地等以外の用途に供されることが見通されることにより、農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するため特に必要があると認めるときは、その定めようとする農業振興地域整備計画に係る農用地区域内又はその変更しようとする農業振興地域整備計画に係る農用地区域内にある土地を含む農業振興地域内にある一定の土地に関し交換分合を行うことができる。

2 市町村は、前項の規定によるもののほか、次の各号に掲げる場合において、農業振興地域整備計画の達成に資するため特に必要があると認めるときは、当該各号に定める土地を含む農業振興地域内にある一定の土地に関し交換分合を行うことができる。

一 農用地区域内における土地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農業経営の動向等を考慮して、農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農用地区域内における土地の農業上の効率的な利用を確保するため、農用地区域内にある農用地とすることが適当な土地を農用地とし、農業振興地域整備計画のうち第八条第二項第二号に掲げる事項に係るものの実施を促進する必要があると認める場合 農用地区域内にある農用地とすることが適当な土地

二 第十八条の二第一項の認可を受けた同項の◆協定◆において定められた同条第二項第二号に掲げる施設を当該◆協定◆において定められた同項第三号イに掲げる区域に設置することを促進する必要があると認める場合 当該◆協定◆において定められた同号イに掲げる区域内の土地

3 市町村は、前二項の規定により交換分合を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、交換分合計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 交換分合計画は、農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業構造の改善に資するように定めるものでなければならない。

5 農用地以外の土地を含めて交換分合計画を定めようとするときは、第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第二項の規定によるほか、当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者並びに当該交換分合により当該土地についてこれらの権利を取得すべき者のすべての同意を得なければならない。

(◆協定◆の締結等)

第十八条の二

農用地利用計画において第三条第四号に掲げる土地としてその用途が指定された土地において同号に規定する施設を適切に配置し、農業生産を円滑かつ効率的に進めるため、同号に規定する施設のうち適切に配置されることが営農環境の確保上特に必要と認められる農林水産省令で定める施設の用に供することを予定する土地を含む農業振興地域内にある相当規模の一団の土地（公共施設の用に供する土地その他政令で定める土地を除く。）について所有権、地上権又は賃借権を有する者（国及び地方公共団体を除く。以下「土地所有者等」という。）は、市町村長の認可を受けて、これらの土地についての当該施設の用に供することを予定する土地の区域の設定及びこれと併せて行う当該施設の用に供しないことを予定する土地の区域の設定に関する◆協定◆（以下第十八条の十一までにおいて「◆協定◆」という。）を締結することができる。

2 ◆協定◆においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 ◆協定◆の目的となる土地の区域（以下「◆協定◆区域」という。）

二 ◆協定◆に係る施設

三 ◆協定◆区域の区分で次に掲げるもの

イ 前号に掲げる施設の用に供することを予定する土地の区域

ロ 前号に掲げる施設の用に供しないことを予定する土地の区域

四 ◆協定◆の有効期間

五 第三号ロに掲げる区域に係る◆協定◆の違反があつた場合の措置

3 ◆協定◆においては、前項各号に掲げるもののほか、農業振興地域内にある土地のうち◆協定◆区域に隣接した土地であつて、◆協定◆区域の一部とすることが当該◆協定◆の目的の達成上必要なものとして◆協定◆区域の土地とすることを予定するもの（以下「◆協定◆区域予定地」という。）を定めることができる。この場合において、◆協定◆区域予定地は、同項第三号イ又はロに掲げる区域に区分されたものでなければならない。

4 ◆協定◆においては、第二項第三号イに掲げる区域（◆協定◆区域予定地のうち同号イに掲げる区域として区分された土地の区域を含む。）は、農用地利用計画において第三条第四号に掲げる土地としてその用途が指定された土地の区域内に設定されるものでなければならない。

5 ◆協定◆については、◆協定◆区域内の土地に係る土地所有者等の全員の合意がなければならない。

6 ◆協定◆の有効期間は、十年を超えてはならない。

(◆協定◆の内容と法令等との関係)

第十八条の三

◆協定◆の内容は、この法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令（条例を含む。）並びにこれらに基づく処分に違反するものであつてはならない。

2 ◆協定◆の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。

(◆協定◆の縦覧等)

第十八条の四

市町村長は、第十八条の二第一項の認可の申請があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該◆協定◆を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該◆協定◆について、市町村長に意見書を提出することができる。

(◆協定◆の認可)

第十八条の五

市町村長は、第十八条の二第一項の認可の申請が次の各号のすべてに該当するときは、当該◆協定◆を認可しなければならない。

一 申請の手續又は◆協定◆の内容が法令に違反するものでないこと。

二 ◆協定◆区域（◆協定◆において◆協定◆区域予定地を定める場合には、当該◆協定◆区域予定地の区域を含む。）が◆協定◆の目的を達成するために必要な相当の規模を有し、かつ、◆協定◆に係る施設による営農環境への影響の及ぶ範囲を超えない一団の土地であると認められること。

三 前号に掲げるもののほか、◆協定◆の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。

四 ◆協定◆の内容が農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該◆協定◆の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、◆協定◆区域である旨を当該◆協定◆区域内に明示しなければならない。

(◆協定◆の変更)

第十八条の六

◆協定◆に係る土地所有者等は、◆協定◆において定めた事項を変更しようとする場合においては、全員の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の認可について準用する。

(◆協定◆の効力)

第十八条の七

第十八条の五第二項（前条第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による認可の公告のあつた◆協定◆に定める事項のうち、第十八条の二第二項第三号ロに掲げる区域に関する事項は、その公告のあつた後において当該区域内の土地に係る土地所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(◆協定◆成立後の◆協定◆への参加)

第十八条の八

第十八条の五第二項の規定による認可の公告のあつた後いつでも、第十八条の二第二項第三号イに掲げる区域内の土地に係る土地所有者等となつた者又は◆協定◆区域予定地の区域内の土地に係る土地所

有者等は、市町村長に対して書面でその意思を表示することによつて、◆協定◆に参加することができる。この場合において、◆協定◆区域予定地の区域内の土地に係る土地所有者等で当該意思を表示したものに係る土地の区域は、その意思の表示のあつた時以後、同条第三項の規定により◆協定◆において定めるところに従い、同条第二項第三号イ又はロに掲げる区域の一部となるものとする。

2 第十八条の五第二項の規定は、前項の規定により◆協定◆区域予定地の区域内の土地が◆協定◆区域内の土地となつた場合について準用する。

(◆協定◆への参加のあつせん)

第十八条の九

◆協定◆に係る土地所有者等は、◆協定◆区域予定地の区域内の土地（第十八条の二第二項第三号イに掲げる区域として区分された土地を除く。）に係る土地所有者等に対し当該◆協定◆への参加を求めた場合においてその参加を承諾しない者があるときは、全員の合意により、市町村長に対し、その者の承諾を得るために必要なあつせんをなすべき旨を申請することができる。

2 市町村長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該◆協定◆区域予定地の区域内の土地に係る土地所有者等の◆協定◆への参加が第十八条の五第一項の規定に照らして相当であり、かつ、当該◆協定◆の内容からみてその者に対し参加を求めることが特に必要であると認めるときは、あつせんを行うことができる。

(◆協定◆の廃止)

第十八条の十

◆協定◆に係る土地所有者等は、第十八条の二第一項又は第十八条の六第一項の認可を受けた◆協定◆を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(◆協定◆の認可の取消し)

第十八条の十一

市町村長は、第十八条の二第一項又は第十八条の六第一項の認可をした後において、当該認可に係る◆協定◆の内容が第十八条の五第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたときは、当該◆協定◆の認可を取り消すものとする。

2 市町村長は、前項の規定による認可の取消しを行つたときは、その旨を、当該◆協定◆に係る土地所有者等に通知するとともに、公告しなければならない。

(施設の維持運営に関する◆協定◆の締結等)

第十八条の十二

農業者その他の土地所有者等に係る土地が利益を受け、又は農業者その他の者の共同の利用に供されている農業振興地域における農業用排水施設（政令で定める施設を除く。以下この条において同じ。）その他の第八条第二項第二号に掲げる事項に係る施設又は同項第四号若しくは第六号に規定する施設であつて、農業用排水施設により利益を受ける土地に係る土地所有者等又は農業用排水施設以外の施

設の利用者が共同して行う維持、運営その他の行為（以下この条において「維持運営」という。）により機能の保持を図る必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、農業者その他の土地所有者等又は利用者は、その施設の適正な維持運営を確保するため、当該施設について設置者又は管理者がある場合には当該設置者又は管理者の同意を得て、当該施設の維持運営に関する◆協定◆（以下この条において「◆協定◆」という。）を締結し、当該◆協定◆が適当である旨の市町村長の認定を受けることができる。

- 2 ◆協定◆においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 ◆協定◆の目的となる施設の名称及び所在
 - 二 ◆協定◆の目的となる施設の維持運営の方法、維持運営に要する費用の負担の方法その他当該施設の維持運営に関する事項
 - 三 ◆協定◆成立後に◆協定◆に参加し、又は脱退する者に関する事項
 - 四 ◆協定◆を変更し、又は廃止する場合の手続
 - 五 ◆協定◆の有効期間
 - 六 その他必要な事項
- 3 市町村長は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。
 - 一 農業用排水施設に係る◆協定◆にあつては当該農業用排水施設により利益を受ける土地の区域に係る土地所有者等の、その他の◆協定◆にあつては◆協定◆の目的となる施設の利用者の相当部分が◆協定◆に参加していること。
 - 二 ◆協定◆において定める施設の維持運営に関する事項の内容が適切であり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に資するものであること。
 - 三 ◆協定◆において定める前項第三号から第六号までに掲げる事項の内容が妥当なものであること。
 - 4 第十八条の二第六項及び第十八条の三の規定は、◆協定◆について準用する。
 - 5 前三項に規定するもののほか、◆協定◆の認定（◆協定◆の変更の認定を含む。）及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

（◆協定◆に関する助言及び指導）

第十八条の十三

国及び地方公共団体は、第十八条の二第一項又は第十八条の十二第一項の◆協定◆の締結及びその適切な運用のために必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。

● [リストに戻る](#)

近畿圏の保全区域の整備に関する法律

（昭和四十二年七月三十一日法律第百三号）

最終改正年月日：平成二十三年一月一四日法律第一二二号

（近郊緑地保全区域における行為の届出）

第八条

近郊緑地保全区域（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、府県知事にその旨を届け出なければならない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - 二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - 三 木竹の伐採
 - 四 前三号に掲げるもののほか、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの
- 2 府県知事は、前項の届出があつた場合において、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 3 国の機関は、第一項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、府県知事にその旨を通知しなければならない。
- 4 次に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。
- 一 保全区域整備計画に基づいて行う行為で政令で定めるもの
 - 二 次条第一項の規定による管理◆協定◆において定められた当該管理◆協定◆区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為
 - 三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 四 近郊緑地保全区域が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為
 - 五 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 六 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

（管理◆協定◆の締結等）

第九条

地方公共団体又は都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（第十七条第一項第一号に掲げる業務を行うものに限る。）は、近郊緑地保全区域内の近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該近郊緑地保全区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた◆協定◆（以下「管理◆協定◆」という。）を締結して、当該土地の区域内の近郊緑地の管理を行うことができる。

- 一 管理◆協定◆の目的となる土地の区域（以下「管理◆協定◆区域」という。）
 - 二 管理◆協定◆区域内の近郊緑地の管理の方法に関する事項
 - 三 管理◆協定◆区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項
 - 四 管理◆協定◆の有効期間
 - 五 管理◆協定◆に違反した場合の措置
- 2 管理◆協定◆については、管理◆協定◆区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。

- 3 管理◆協定◆の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。
- 一 保全区域整備計画との調和が保たれたものであること。
 - 二 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。
 - 三 第一項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 4 地方公共団体は、管理◆協定◆に第一項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項を、あらかじめ、府県知事（当該土地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の長。次項において準用する前条第二項及び第六項において同じ。）に届け出なければならない。ただし、府県が当該府県の区域（指定都市の区域を除く。）内の土地について、又は指定都市が当該指定都市の区域内の土地について管理◆協定◆を締結する場合は、この限りでない。
- 5 前条第二項の規定は、前項の届出があつた場合について準用する。
- 6 第一項の緑地管理機構は、管理◆協定◆に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、府県知事と協議しなければならない。
- 7 第一項の緑地管理機構が管理◆協定◆を締結しようとするときは、あらかじめ、府県知事の認可を受けなければならない。

（管理◆協定◆の縦覧等）

第十条

地方公共団体又は府県知事は、それぞれ管理◆協定◆を締結しようとするとき、又は前条第七項の規定による管理◆協定◆の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理◆協定◆を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理◆協定◆について、地方公共団体又は府県知事に意見書を提出することができる。

（管理◆協定◆の認可）

第十一条

府県知事は、第九条第七項の規定による管理◆協定◆の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理◆協定◆を認可しなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 管理◆協定◆の内容が、第九条第三項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

（管理◆協定◆の公告等）

第十二条

地方公共団体又は府県知事は、それぞれ管理◆協定◆を締結し又は前条の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理◆協定◆の写しをそれぞれ当該地方公共団体又は当該府県の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、管理◆協定◆区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(管理◆協定◆の変更)

第十三条

第九条第二項から第七項まで及び前三条の規定は、管理◆協定◆において定めた事項の変更について準用する。

(管理◆協定◆の効力)

第十四条

第十二条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた管理◆協定◆は、その公告のあつた後において当該管理◆協定◆区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(管理◆協定◆に係る都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例)

第十五条

第九条第一項の緑地管理機構が管理◆協定◆に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び緑地管理機構（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「緑地管理機構」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は緑地管理機構」とする。

(都市緑地法の特例)

第十六条

近郊緑地保全区域内の緑地保全地域について定められる緑地保全計画（都市緑地法第六条第一項の規定による緑地保全計画をいう。以下同じ。）は、保全区域整備計画に適合したものでなければならない。
2 前項に定めるもののほか、近郊緑地保全区域内の緑地保全地域並びに当該地域内における都市緑地法第二十四条第一項の管理◆協定◆及び同法第五十五条第一項の市民緑地についての同法の規定の適用については、同法第六条第一項中「市の」とあるのは「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の」と、「市。」とあるのは「指定都市。」と、同条第五項及び第六項中「関係町村」とあるのは「関係市町村」と、同条第五項中「市にあつては市町村都市計画審議会（当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」とあるのは「指定都市にあつては市町村都市計画審議会」と、同法第七条第五項及び第二十四条第四項ただし書中「市」とあるのは「指定都市」と、同法第五十五条第八項第二号中「市の」とあるのは「指定都市の」と、「市が」とあるのは「指定都市が」とする。

第十七条

都市緑地法第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（同法第六十九条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。）は、同法第六十九条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 管理◆協定◆に基づく近郊緑地の管理を行うこと。
 - 二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項の場合においては、都市緑地法第七十条中「又はニ（１）」とあるのは、「、ニ（１）又は近畿圏保全法第十七条第一項第一号」とする。

● [リストに戻る](#)

首都圏近郊緑地保全法

（昭和四十一年六月三十日法律第一百一号）

最終改正年月日：平成二十三年一二月一四日法律第一二二号

（保全区域における行為の届出）

第七条

保全区域（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都県知事にその旨を届け出なければならない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - 二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - 三 木竹の伐採
 - 四 水面の埋立て又は干拓
 - 五 前各号に掲げるもののほか、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの
- 2 都県知事は、前項の届出があつた場合において、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 3 国の機関は、第一項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都県知事にその旨を通知しなければならない。
- 4 次に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。
- 一 近郊緑地保全計画に基づいて行う行為
 - 二 次条第一項の規定による管理◆協定◆において定められた当該管理◆協定◆区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為
 - 三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 四 保全区域が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為
 - 五 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 六 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

（管理◆協定◆の締結等）

第八条

地方公共団体又は都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（第十六条第一項第一号に掲げる業務を行うものに限る。）は、保全区域内の近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該保全区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた◆協定◆（以下「管理◆協定◆」という。）を締結して、当該土地の区域内の近郊緑地の管理を行うことができる。

- 一 管理◆協定◆の目的となる土地の区域（以下「管理◆協定◆区域」という。）
 - 二 管理◆協定◆区域内の近郊緑地の管理の方法に関する事項
 - 三 管理◆協定◆区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあっては、当該施設の整備に関する事項
 - 四 管理◆協定◆の有効期間
 - 五 管理◆協定◆に違反した場合の措置
- 2 管理◆協定◆については、管理◆協定◆区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。
 - 3 管理◆協定◆の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。
 - 一 近郊緑地保全計画との調和が保たれたものであること。
 - 二 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。
 - 三 第一項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
 - 4 地方公共団体は、管理◆協定◆に第一項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項を、あらかじめ、都県知事（当該土地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市の長。次項において準用する前条第二項及び第六項において同じ。）に届け出なければならない。ただし、都県が当該都県の区域（指定都市の区域を除く。）内の土地について、又は指定都市が当該指定都市の区域内の土地について管理◆協定◆を締結する場合は、この限りでない。
 - 5 前条第二項の規定は、前項の届出があつた場合について準用する。
 - 6 第一項の緑地管理機構は、管理◆協定◆に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都県知事と協議しなければならない。
 - 7 第一項の緑地管理機構が管理◆協定◆を締結しようとするときは、あらかじめ、都県知事の認可を受けなければならない。

（管理◆協定◆の縦覧等）

第九条

地方公共団体又は都県知事は、それぞれ管理◆協定◆を締結しようとするとき、又は前条第七項の規定による管理◆協定◆の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理◆協定◆を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理◆協定◆について、地方公共団体又は都県知事に意見書を提出することができる。

（管理◆協定◆の認可）

第十条

都県知事は、第八条第七項の規定による管理◆協定◆の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理◆協定◆を認可しなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 管理◆協定◆の内容が、第八条第三項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

(管理◆協定◆の公告等)

第十一条

地方公共団体又は都県知事は、それぞれ管理◆協定◆を締結し又は前条の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理◆協定◆の写しをそれぞれ当該地方公共団体又は当該都県の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、管理◆協定◆区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(管理◆協定◆の変更)

第十二条

第八条第二項から第七項まで及び前三条の規定は、管理◆協定◆において定めた事項の変更について準用する。

(管理◆協定◆の効力)

第十三条

第十一条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた管理◆協定◆は、その公告のあつた後において当該管理◆協定◆区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(管理◆協定◆に係る都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例)

第十四条

第八条第一項の緑地管理機構が管理◆協定◆に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び緑地管理機構（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「緑地管理機構」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は緑地管理機構」とする。

(都市緑地法の特例)

第十五条

保全区域内の緑地保全地域について定められる緑地保全計画（都市緑地法第六条第一項の規定による緑地保全計画をいう。以下同じ。）は、近郊緑地保全計画に適合したものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、保全区域内の緑地保全地域並びに当該地域内における都市緑地法第二十四条第一項の管理◆協定◆及び同法第五十五条第一項の市民緑地についての同法の規定の適用については、同法第六条第一項中「市の」とあるのは「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の」と、「市。」とあるのは「指定都市。」と、同条第五項及び第六項中「関係町村」とあるのは「関係市町村」と、同条第五項中「市にあつては市町村都市計画審議会（当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」とあるのは「指定都市にあつては市町村都市計画審議会」と、同法第七条第五項及び第二十四条第四項ただし書中「市」とあるのは「指定都市」と、同法第五十五条第八項第二号中「市の」とあるのは「指定都市の」と、「市が」とあるのは「指定都市が」とする。

第十六条

都市緑地法第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（同法第六十九条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。）は、同法第六十九条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 管理◆協定◆に基づく近郊緑地の管理を行うこと。
- 二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の場合においては、都市緑地法第七十条中「又はニ（1）」とあるのは、「、ニ（1）又は首都圏保全法第十六条第一項第一号」とする。

● [リストに戻る](#)

自然公園法

（昭和三十二年六月一日法律第百六十一号）

最終改正年月日：平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

（特別地域）

第二十条

環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海域を除く。）内に、特別地域を指定することができる。

2 第五条第三項及び第四項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 木竹を伐採すること。
- 三 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。

- 四 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - 六 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
 - 七 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
 - 八 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
 - 九 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - 十 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
 - 十一 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。
 - 十二 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
 - 十三 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
 - 十四 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。
 - 十五 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
 - 十六 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。
 - 十七 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - 十八 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
 - 5 都道府県知事は、国立公園について第三項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国立公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。
 - 6 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国立公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
 - 7 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国立公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

8 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧（第三項第十二号又は第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

9 次に掲げる行為については、第三項及び前三項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行として行う行為

二 認定生態系維持回復事業等（第三十九条第一項又は第四十一条第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び第三十九条第二項若しくは第四十一条第二項の確認又は第三十九条第三項若しくは第四十一条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

三 第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護◆協定◆に基づいて同項第一号の風景地保護◆協定◆区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

（利用調整地区）

第二十三条

環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域又は海域公園地区内に利用調整地区を指定することができる。

2 第五条第三項及び第四項の規定は、利用調整地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。

3 何人も、環境大臣が定める期間内は、次条第一項又は第七項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入つてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは前条第三項の許可を受けた行為（第六十八条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。）又は第二十条第六項後段若しくは第八項、第二十一条第六項後段若しくは前条第六項後段の届出をした行為（第六十八条第三項の規定による通知に係る行為を含む。）を行うために立ち入る場合

二 非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合

三 公園事業を執行するために立ち入る場合

四 認定生態系維持回復事業等を行うために立ち入る場合

五 第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護◆協定◆に基づいて同項第一号の風景地保護◆協定◆区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うものを行うために立ち入る場合

六 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるものを行うために立ち入る場合

七 前各号に掲げるもののほか、環境大臣又は都道府県知事がやむを得ない事由があると認めて許可した場合

(普通地域)

第三十三条

国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国立公園にあつては環境大臣に対し、国定公園にあつては都道府県知事に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる行為で海域内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものを行おうとする者は、この限りでない。

一 その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海域内においては、海域公園地区の周辺一キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。）。

六 土地の形状を変更すること。

七 海底の形状を変更すること（海域公園地区の周辺一キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。）。

2 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

3 前項の処分は、第一項の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

5 第一項の届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

6 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

7 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行として行う行為

二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

三 第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護◆協定◆に基づいて同項第一号の風景地保護

- ◆協定◆区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの
- 四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの
- 五 国立公園、国定公園若しくは海域公園地区が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為
- 六 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

第六節 風景地保護◆協定◆

(風景地保護◆協定◆の締結等)

第四十三条

環境大臣若しくは地方公共団体又は第四十九条第一項の規定により指定された公園管理団体で第五十条第一号に掲げる業務のうち風景地保護◆協定◆に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、国立公園又は国定公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域（海域を除く。）内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた◆協定◆（以下「風景地保護◆協定◆」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

- 一 風景地保護◆協定◆の目的となる土地の区域（以下「風景地保護◆協定◆区域」という。）
 - 二 風景地保護◆協定◆区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項
 - 三 風景地保護◆協定◆区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項
 - 四 風景地保護◆協定◆の有効期間
 - 五 風景地保護◆協定◆に違反した場合の措置
- 2 風景地保護◆協定◆については、風景地保護◆協定◆区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。
- 3 風景地保護◆協定◆の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 自然の風景地の保護を図るために有効かつ適切なものであること。
 - 二 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。
 - 三 第一項各号に掲げる事項について環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 4 地方公共団体が風景地保護◆協定◆を締結しようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に協議し、同意を得なければならない。ただし、国定公園について都道府県が当該都道府県の区域内の土地について風景地保護◆協定◆を締結する場合は、この限りでない。
- 5 第一項の公園管理団体が風景地保護◆協定◆を締結しようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

(風景地保護◆協定◆の縦覧等)

第四十四条

環境大臣、地方公共団体又は都道府県知事は、風景地保護◆協定◆を締結しようとするとき、又は前

条第五項の規定による風景地保護◆協定◆の認可の申請があつたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該風景地保護◆協定◆を当該公告の日から二週間関係者の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護◆協定◆について、環境大臣、地方公共団体又は都道府県知事に意見書を提出することができる。

(風景地保護◆協定◆の認可)

第四十五条

環境大臣又は都道府県知事は、第四十三条第五項の規定による風景地保護◆協定◆の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護◆協定◆を認可しなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 風景地保護◆協定◆の内容が、第四十三条第三項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(風景地保護◆協定◆の公告等)

第四十六条

環境大臣、地方公共団体又は都道府県知事は、風景地保護◆協定◆を締結し、又は前条の認可をしたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該風景地保護◆協定◆の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護◆協定◆区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(風景地保護◆協定◆の変更)

第四十七条

第四十三条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、風景地保護◆協定◆において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護◆協定◆の効力)

第四十八条

第四十六条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた風景地保護◆協定◆は、その公告のあつた後において当該風景地保護◆協定◆区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

● [リストに戻る](#)

都市公園法

(昭和三十一年四月二十日法律第七十九号)

最終改正年月日:平成二三年一二月一四日法律第一二二号

(公園一体建物に関する◆協定◆)

第二十二条

公園管理者は、立体都市公園と当該立体都市公園の区域外の建物とが一体的な構造となるときは、当該建物の所有者又は所有者となろうとする者と次に掲げる事項を定めた◆協定◆（以下「◆協定◆」という。）を締結することができる。この場合において、公園管理者は、当該立体都市公園の管理上必要があると認めるときは、◆協定◆に従って、当該建物の管理を行うことができる。

- 一 ◆協定◆の目的となる建物（以下「公園一体建物」という。）
- 二 公園一体建物の新築、改築、増築、修繕又は模様替及びこれらに要する費用の負担
- 三 次に掲げる事項及びこれらに要する費用の負担
 - イ 公園一体建物に関する立体都市公園の管理上必要な行為の制限
 - ロ 立体都市公園の管理上必要な公園一体建物への立入り
 - ハ 立体都市公園に関する工事又は公園一体建物に関する工事が行われる場合の調整
 - ニ 立体都市公園又は公園一体建物に損害が生じた場合の措置

四 ◆協定◆の有効期間

五 ◆協定◆に違反した場合の措置

六 ◆協定◆の掲示方法

七 その他必要な事項

2 公園管理者は、◆協定◆を締結した場合においては、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、◆協定◆又はその写しを公園管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、◆協定◆で定めるところにより、公園一体建物又はその敷地内の見やすい場所に、公園管理者の事務所において閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

（◆協定◆の効力）

第二十三条

前条第二項の規定による公示のあつた◆協定◆は、その公示のあつた後において当該◆協定◆の目的となつている公園一体建物の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

●[リストに戻る](#)

道路法

（昭和二十七年六月十日法律第八十号）

最終改正年月日：平成二三年一二月一四日法律第一二二号

（道路一体建物に関する◆協定◆）

第四十七条の七

道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路と当該道路の区域外に新築される建物とが一体的な構造となることについて、当該建物を新築してその所有者になろうとする者との協議が成立したときは、次に掲げる事項を定めた◆協定◆（以下この節において「◆協定◆」という。）を締結して、当該道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行うことができる。この場合において、道路の管理上必要があると認めるときは、◆協定◆に従って、当該建物の管理を行うことができる。

- 一 ◆協定◆の目的となる建物（以下「道路一体建物」という。）
 - 二 道路一体建物の新築及びこれに要する費用の負担
 - 三 次に掲げる事項及びこれらに要する費用の負担
 - イ 道路一体建物に関する道路の管理上必要な行為の制限
 - ロ 道路の管理上必要な道路一体建物への立入り
 - ハ 道路に関する工事又は道路一体建物に関する工事が行われる場合の調整
 - ニ 道路又は道路一体建物に損害が生じた場合の措置
 - 四 ◆協定◆の有効期間
 - 五 ◆協定◆に違反した場合の措置
 - 六 ◆協定◆の掲示方法
 - 七 その他道路一体建物の管理に関し必要な事項
- 2 道路管理者は、◆協定◆を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該◆協定◆の写しを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、◆協定◆において定めるところにより、道路一体建物又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

（◆協定◆の効力）

第四十七条の八

前条第二項の規定による公示のあつた◆協定◆は、その公示のあつた後において道路一体建物の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

（道路一体建物に関する私権の行使の制限等）

第四十七条の九

道路一体建物の所有者以外の者であつてその道路一体建物の敷地に関する所有権又は地上権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を有する者（次項において「敷地所有者等」という。）は、その道路一体建物の所有者に対する当該権利の行使が◆協定◆の目的たる道路を支持する道路一体建物としての効用を失わせることとなる場合においては、当該権利の行使をすることができない。

2 前項の場合において、道路一体建物の所有者がその道路一体建物を所有するためのその敷地に関する地上権その他の使用又は収益を目的とする権利を有しないときは、その道路一体建物の収去を請求する権利を有する敷地所有者等は、その道路一体建物の所有者に対し、その道路一体建物を時価で売り渡すべきことを請求することができる。

第七節 利便施設◆協定◆

（利便施設◆協定◆の締結等）

第四十八条の十七

道路管理者は、その管理する道路に並木、街灯その他道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして政令で定める工作物又は施設を設けることが当該道路の構造又は周辺の土地利用の状況により困難である場合において、当該道路の通行者又は利用者の利便の確保のため必要があると認めるとき

は、当該道路の区域外にあるそれらの工作物又は施設（以下「道路外利便施設」という。）について、道路外利便施設所有者等（当該道路外利便施設の所有者又は当該道路外利便施設の敷地である土地（建築物その他の工作物に道路外利便施設が設けられている場合にあつては、当該建築物その他の工作物のうち当該道路外利便施設に係る部分）の所有者若しくは使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。次項及び第四十八条の十九において同じ。）との間において、次に掲げる事項を定めた◆協定◆（以下この節において「利便施設◆協定◆」という。）を締結して、当該道路外利便施設の管理を行うことができる。

- 一 利便施設◆協定◆の目的となる道路外利便施設（以下「◆協定◆利便施設」という。）
 - 二 ◆協定◆利便施設の管理の方法
 - 三 利便施設◆協定◆の有効期間
 - 四 利便施設◆協定◆に違反した場合の措置
 - 五 利便施設◆協定◆の掲示方法
 - 六 その他◆協定◆利便施設の管理に関し必要な事項
- 2 利便施設◆協定◆については、道路外利便施設所有者等の全員の合意がなければならない。

（利便施設◆協定◆の縦覧等）

第四十八条の十八

道路管理者は、利便施設◆協定◆を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該利便施設◆協定◆を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該利便施設◆協定◆について、道路管理者に意見書を提出することができる。

3 道路管理者は、利便施設◆協定◆を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該利便施設◆協定◆の写しを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、利便施設◆協定◆において定めるところにより、◆協定◆利便施設又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

4 前条第二項及び前三項の規定は、利便施設◆協定◆において定めた事項の変更について準用する。

（利便施設◆協定◆の効力）

第四十八条の十九

前条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示のあつた利便施設◆協定◆は、その公示のあつた後において◆協定◆利便施設の道路外利便施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

● [リストに戻る](#)

森林法

（昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号）

(施業実施◆協定◆)

第十条の十一の九

市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの（以下この項において「対象森林」という。）の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する◆協定◆（以下「施業実施◆協定◆」という。）であつて当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。

- 一 地域森林計画の対象となつている森林であること。
- 二 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林であること。

2 緑化活動その他の森林の整備及び保全を図ることを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人その他農林水産省令で定める営利を目的としない者（以下「特定非営利活動法人等」という。）は、市町村の区域内に存する公益的機能別施業森林（地域森林計画の対象となつているものに限る。以下この項において「対象森林」という。）の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者と、当該市町村の長の認可を受けて、施業実施◆協定◆であつて当該対象森林について当該特定非営利活動法人等が行う間伐又は保育その他の森林施業の実施及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。

3 施業実施◆協定◆においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 施業実施◆協定◆の目的となる森林の区域及びその面積
- 二 森林施業の実施に関する次に掲げる事項

イ 第一項の申請に係る施業実施◆協定◆にあつては、森林所有者等が共同して行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他農林水産省令で定める事項

ロ 前項の申請に係る施業実施◆協定◆にあつては、特定非営利活動法人等が行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他農林水産省令で定める事項

三 前号に掲げる事項を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置及び維持運営に関する事項

四 施業実施◆協定◆の有効期間

五 施業実施◆協定◆に違反した場合の措置

4 施業実施◆協定◆については、当該施業実施◆協定◆の対象となる森林の森林所有者等及び当該森林の土地の所有者の全員の合意がなければならない。

5 施業実施◆協定◆の有効期間は、十年を超えてはならない。

(施業実施◆協定◆の内容と法令等との関係)

第十条の十一の十

施業実施◆協定◆の内容は、この法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令（条例を含む。）並びにこれらに基づく処分に違反するものであつてはならない。

2 施業実施◆協定◆の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するもので

なければならない。

(施業実施◆協定◆の縦覧等)

第十条の十一の十一

市町村の長は、第十条の十一の九第一項又は第二項の認可の申請があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該施業実施◆協定◆を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該施業実施◆協定◆について、市町村の長に意見書を提出することができる。

(施業実施◆協定◆の認可)

第十条の十一の十二

市町村の長は、第十条の十一の九第一項又は第二項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施◆協定◆を認可しなければならない。

- 一 申請の手続又は施業実施◆協定◆の内容が法令に違反するものでないこと。
- 二 施業実施◆協定◆の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。
- 三 施業実施◆協定◆の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。

2 市町村の長は、前項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該施業実施◆協定◆の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、施業実施◆協定◆の対象とする森林である旨を当該森林の区域内に明示しなければならない。

(施業実施◆協定◆の変更)

第十条の十一の十三

施業実施◆協定◆に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、施業実施◆協定◆において定めた事項を変更しようとする場合においては、全員の合意をもってその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の認可について準用する。

(施業実施◆協定◆の効力)

第十条の十一の十四

第十条の十一の十二第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあつた施業実施◆協定◆は、その公告のあつた後において当該施業実施◆協定◆の対象とする森林の森林所有者等又は当該森林の土地の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(施業実施◆協定◆の廃止)

第十条の十一の十五

施業実施◆協定◆に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、第十条の十一の九第一項若しくは第二項又は第十条の十一の十三第一項の認可を受けた施業実施◆協定◆を廃止

しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。

2 市町村の長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(施業実施◆協定◆の認可の取消し)

第十条の十一の十六

市町村の長は、第十条の十一の九第一項若しくは第二項又は第十条の十一の十三第一項の認可をした後において、当該認可に係る施業実施◆協定◆の内容が第十条の十一の十二第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該施業実施◆協定◆の認可を取り消すものとする。

2 市町村の長は、前項の規定による認可の取消しを行ったときは、その旨を、当該施業実施◆協定◆に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等に通知するとともに、公告しなければならない。

(協力の要請)

第十条の十二

市町村は、市町村森林整備計画の作成及びその達成のため必要があるときは、都道府県知事又は関係森林管理局長に対し、技術的援助その他の必要な協力を求めることができる。

第二節 森林整備◆協定◆の締結の促進

(森林整備◆協定◆の締結に関する協議)

第十条の十三

その区域内に相当規模の森林が存する地方公共団体（以下この条において「森林所在地方公共団体」という。）の長は当該森林の属する流域に係る河川の下流地域をその区域に含む地方公共団体（以下この条において「下流地方公共団体」という。）の長に対し、また、下流地方公共団体の長は森林所在地方公共団体の長に対し、それぞれ、森林所在地方公共団体の区域内の森林についての森林整備◆協定◆の締結に関し、協議を行うべき旨の申入れをすることができる。

2 前項の「森林整備◆協定◆」とは、森林所在地方公共団体及び下流地方公共団体（以下この項及び次条第一項において「関係地方公共団体」という。）が共同して森林整備法人（分収林特別措置法第九条第二号に掲げる森林整備法人をいう。）を設立し、森林の整備を促進する事業に係る基金に対して拠出し、又は分収育林契約を締結する等により、関係地方公共団体が協力して森林の整備を推進することを約する◆協定◆をいう。

(森林整備◆協定◆の締結についてのあつせん)

第十条の十四

前条第一項の申入れをした地方公共団体の長は、当該申入れに係る協議が調わなかつた場合には、農林水産大臣（当該申入れに係る関係地方公共団体がいずれも同一都道府県内の市町村である場合には、都道府県知事。次項において同じ。）に対し、前条第一項の森林整備◆協定◆の締結についてあつせんを求めることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による請求があつた場合において、当該森林整備◆協定◆の締結が森林の公益的機能の維持増進を図る上で必要であると認めるときは、あつせんに努めるものとする。

●[リストに戻る](#)

建築基準法

(昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号)

最終改正年月日:平成二十三年一二月一四日法律第一二四号

第四章 建築◆協定◆

(建築◆協定◆の目的)

第六十九条

市町村は、その区域の一部について、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するために必要と認める場合においては、土地の所有者及び借地権を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。次条第三項、第七十四条の二第一項及び第二項並びに第七十五条の二第一項、第二項及び第五項において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者。以下「土地の所有者等」と総称する。）が当該土地について一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準についての◆協定◆（以下「建築◆協定◆」という。）を締結することができる旨を、条例で、定めることができる。

(建築◆協定◆の認可の申請)

第七十条

前条の規定による建築◆協定◆を締結しようとする土地の所有者等は、◆協定◆の目的となつてい土地の区域（以下「建築◆協定◆区域」という。）、建築物に関する基準、◆協定◆の有効期間及び◆協定◆違反があつた場合の措置を定めた建築◆協定◆書を作成し、その代表者によつて、これを特定行政庁に提出し、その認可を受けなければならない。

2 前項の建築◆協定◆書においては、同項に規定するもののほか、前条の条例で定める区域内の土地のうち、建築◆協定◆区域に隣接した土地であつて、建築◆協定◆区域の一部とすることにより建築物の利用の増進及び土地の環境の改善に資するものとして建築◆協定◆区域の土地となることを当該建築◆協定◆区域内の土地の所有者等が希望するもの（以下「建築◆協定◆区域隣接地」という。）を定めることができる。

3 第一項の建築◆協定◆書については、土地の所有者等の全員の合意がなければならない。ただし、当該建築◆協定◆区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）に借地権の目的となつてい土地がある場合においては、当該借地権の目的となつてい土地の所有者以外の土地の所有者等の全員の合意があれば足りる。

4 第一項の規定によつて建築◆協定◆書を提出する場合において、当該建築◆協定◆区域が建築主事を置く市町村の区域外にあるときは、その所在地の市町村の長を経由しなければならない。

(申請に係る建築◆協定◆の公告)

第七十一条

市町村の長は、前条第一項又は第四項の規定による建築◆協定◆書の提出があつた場合においては、遅滞なく、その旨を公告し、二十日以上相当の期間を定めて、これを関係人の縦覧に供さなければならない。

(公開による意見の聴取)

第七十二条

市町村の長は、前条の縦覧期間の満了後、関係人の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。

2 建築主事を置く市町村以外の市町村の長は、前項の意見の聴取をした後、遅滞なく、当該建築◆協定◆書を、これに対する意見及び前項の規定による意見の聴取の記録を添えて、都道府県知事に送付しなければならない。

(建築◆協定◆の認可)

第七十三条

特定行政庁は、当該建築◆協定◆の認可の申請が、次に掲げる条件に該当するときは、当該建築◆協定◆を認可しなければならない。

- 一 建築◆協定◆の目的となつている土地又は建築物の利用を不当に制限するものでないこと。
- 二 第六十九条の目的に合致するものであること。
- 三 建築◆協定◆において建築◆協定◆区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の建築◆協定◆区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 特定行政庁は、前項の認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。この場合において、当該建築◆協定◆が建築主事を置く市町村の区域外の区域に係るものであるときは、都道府県知事は、その認可した建築◆協定◆に係る建築◆協定◆書の写し一通を当該建築◆協定◆区域及び建築◆協定◆区域隣接地の所在地の市町村の長に送付しなければならない。

3 第一項の規定による認可をした市町村の長又は前項の規定によつて建築◆協定◆書の写の送付を受けた市町村の長は、その建築◆協定◆書を当該市町村の事務所に備えて、一般の縦覧に供さなければならない。

(建築◆協定◆の変更)

第七十四条

建築◆協定◆区域内における土地の所有者等(当該建築◆協定◆の効力が及ばない者を除く。)は、前条第一項の規定による認可を受けた建築◆協定◆に係る建築◆協定◆区域、建築物に関する基準、有効

期間、◆協定◆違反があつた場合の措置又は建築◆協定◆区域隣接地を変更しようとする場合においては、その旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。

2 前四条の規定は、前項の認可の手續に準用する。

第七十四条の二

建築◆協定◆区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）で当該建築◆協定◆の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権が消滅した場合においては、その借地権の目的となつていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該建築◆協定◆区域から除かれるものとする。

2 建築◆協定◆区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかつたときは、当該土地は、土地区画整理法百三条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。）の公告があつた日が終了した時において当該建築◆協定◆区域から除かれるものとする。

3 前二項の場合においては、当該借地権を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地の所有者等（当該建築◆協定◆の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を特定行政庁に届け出なければならない。

4 特定行政庁は、前項の規定による届出があつた場合その他第一項又は第二項の規定により建築◆協定◆区域内の土地が当該建築◆協定◆区域から除かれたことを知つた場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（建築◆協定◆の効力）

第七十五条

第七十三条第二項又はこれを準用する第七十四条第二項の規定による認可の公告（次条において「建築◆協定◆の認可等の公告」という。）のあつた建築◆協定◆は、その公告のあつた日以後において当該建築◆協定◆区域内の土地の所有者等となつた者（当該建築◆協定◆について第七十条第三項又はこれを準用する第七十四条第二項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（建築◆協定◆の認可等の公告のあつた日以後建築◆協定◆に加わる手續等）

第七十五条の二

建築◆協定◆区域内の土地の所有者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該建築◆協定◆の効力が及ばないものは、建築◆協定◆の認可等の公告のあつた日以後いつでも、特定行政庁に対して書面でその意

思を表示することによつて、当該建築◆協定◆に加わることができる。

2 建築◆協定◆区域隣接地の区域内の土地に係る土地の所有者等は、建築◆協定◆の認可等の公告のあつた日以後いつでも、当該土地に係る土地の所有者等の全員の合意により、特定行政庁に対して書面でその意思を表示することによつて、建築◆協定◆に加わることができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となつている土地がある場合においては、当該借地権の目的となつている土地の所有者以外の土地の所有者等の全員の合意があれば足りる。

3 建築◆協定◆区域隣接地の区域内の土地に係る土地の所有者等で前項の意思を表示したものに係る土地の区域は、その意思の表示があつた時以後、建築◆協定◆区域の一部となるものとする。

4 第七十三条第二項及び第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があつた場合に準用する。

5 建築◆協定◆は、第一項又は第二項の規定により当該建築◆協定◆に加わつた者がその時において所有し、又は借地権を有していた当該建築◆協定◆区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第七十三条第二項の規定による公告のあつた日以後において土地の所有者等となつた者（当該建築◆協定◆について第二項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（建築◆協定◆の廃止）

第七十六条

建築◆協定◆区域内の土地の所有者等（当該建築◆協定◆の効力が及ばない者を除く。）は、第七十三条第一項の規定による認可を受けた建築◆協定◆を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。

2 特定行政庁は、前項の認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（土地の共有者等の取扱い）

第七十六条の二

土地の共有者又は共同借地権者は、第七十条第三項（第七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条の二第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権者とみなす。

（建築◆協定◆の設定の特則）

第七十六条の三

第六十九条の条例で定める区域内における土地で、一の所有者以外に土地の所有者等が存しないものの所有者は、当該土地の区域を建築◆協定◆区域とする建築◆協定◆を定めることができる。

2 前項の規定による建築◆協定◆を定めようとする者は、建築◆協定◆区域、建築物に関する基準、◆協定◆の有効期間及び◆協定◆違反があつた場合の措置を定めた建築◆協定◆書を作成し、これを特定行政庁に提出して、その認可を受けなければならない。

3 前項の建築◆協定◆書においては、同項に規定するもののほか、建築◆協定◆区域隣接地を定めることができる。

4 第七十条第四項及び第七十一条から第七十三条までの規定は、第二項の認可の手續に準用する。

5 第二項の規定による認可を受けた建築◆協定◆は、認可の日から起算して三年以内において当該建築◆協定◆区域内の土地に二以上の土地の所有者等が存することとなつた時から、第七十三条第二項の規定による認可の公告のあつた建築◆協定◆と同一の効力を有する建築◆協定◆となる。

6 第七十四条及び第七十六条の規定は、前項の規定により第七十三条第二項の規定による認可の公告のあつた建築◆協定◆と同一の効力を有する建築◆協定◆となつた建築◆協定◆の変更又は廃止について準用する。

(建築物の借主の地位)

第七十七条

建築◆協定◆の目的となつている建築物に関する基準が建築物の借主の権限に係る場合においては、その建築◆協定◆については、当該建築物の借主は、土地の所有者等とみなす。

● [リストに戻る](#)